

始良地域森林計画書

(始良森林計画区)

計画期間

令和 3 年 4 月 1 日

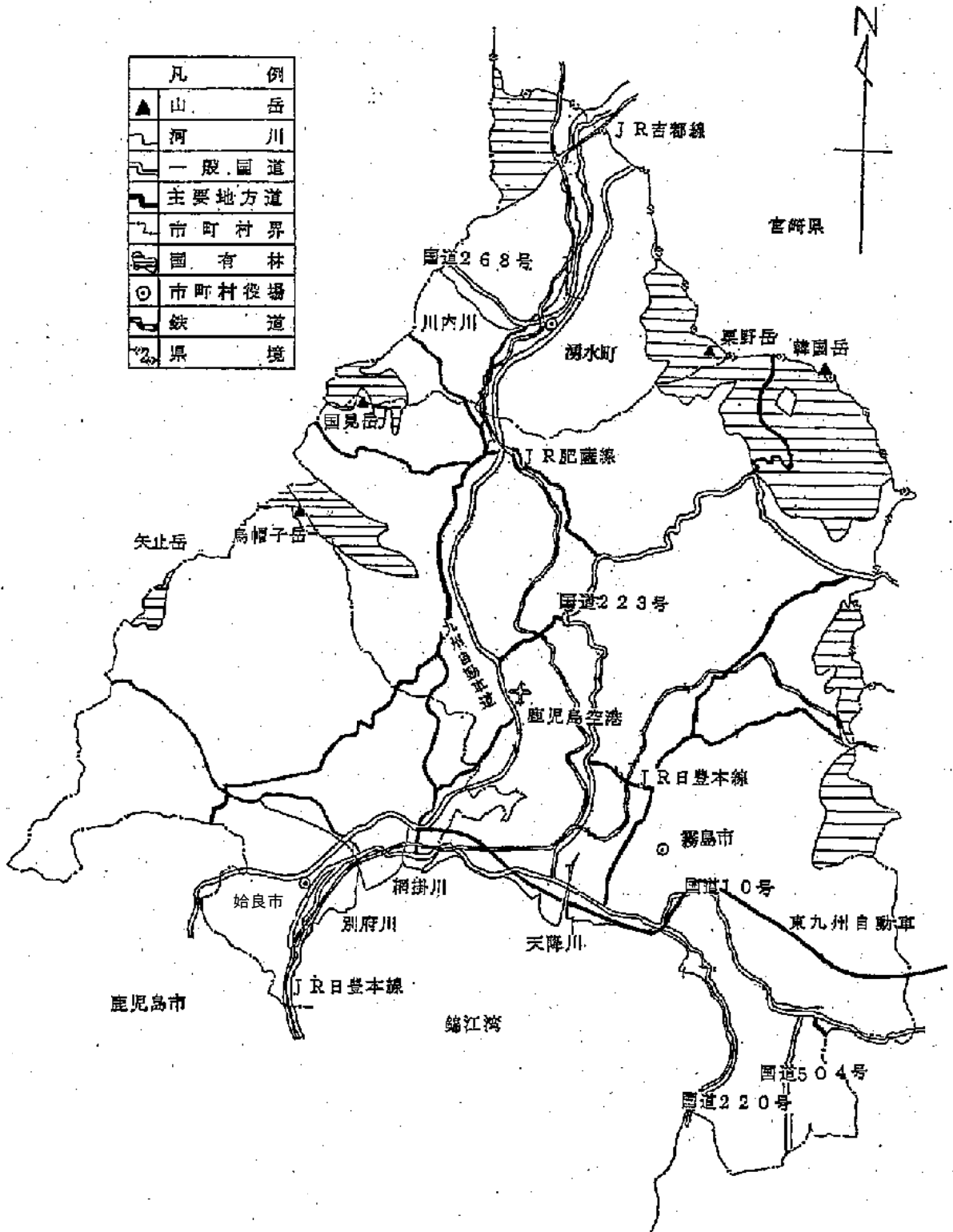
令和 13 年 3 月 31 日



鹿 児 島 県

始良地域森林計画区図

凡	例
▲	山岳
—	河川
—	一般国道
—	主要地方道
—	市町村界
▨	国有林
◎	市町村役場
—	鉄道
—	県境



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	14
------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	15
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	17

2 その他必要な事項	17
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	18
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	19
(3) その他必要な事項	19

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	19
(2) 天然更新に関する指針	21
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	22
(4) その他必要な事項	22

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	23
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	23
(3) その他必要な事項	24

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	25
---	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	28
(3) その他必要な事項	28

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	29
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	30
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	30
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	31
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	31
(6) その他必要な事項	31

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	32
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	32
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	32
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	33
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	33
(6) その他必要な事項	34

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	35
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	36
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	36
(4) その他必要な事項	36

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	36
(2) 保安施設地区に関する方針	36
(3) 治山事業に関する方針	36
(4) 特定保安林の整備に関する事項	36
(5) その他必要な事項	37

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	37
(2) その他必要な事項	37

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	37
(3) 林野火災の予防の方針	38

(4) その他必要な事項	38
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	39
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	39
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積（参考）	40
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設及び拡張に関する計画	40
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3) 実施すべき治山事業の数量	47
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	47
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	48
2 その他必要な事項	54

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」,
「-は数の0（値なし）」の場合に用いている。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	55
(2) 地況	55
(3) 土地利用の現況	58
(4) 産業別生産額	59
(5) 産業別就業者数	59

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	60
(2) 制限林普通林別森林資源表	64
(3) 市町村別森林資源表	66
(4) 所有形態別森林資源表	68
(5) 制限林の種類別面積	70
(6) 樹種別材積表	72
(7) 特定保安林の指定状況	72
(8) 荒廃地等の面積	72
(9) 森林の被害	73
(10) 防火線等の整備状況	73

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	74
(2) 森林経営計画の認定状況	74
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	74
(4) 森林組合及び生産森林組合の現状	75
(5) 林業事業体の現況	77
(6) 林業労働力の概況	78
(7) 林業機械化の概況	80
(8) 作業路網等の整備の概況	81

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	82
(2) 森林以外より森林への異動	82

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	83
(2) 分期別期首資源表	84

6 その他

用語の解説	88
-------	----

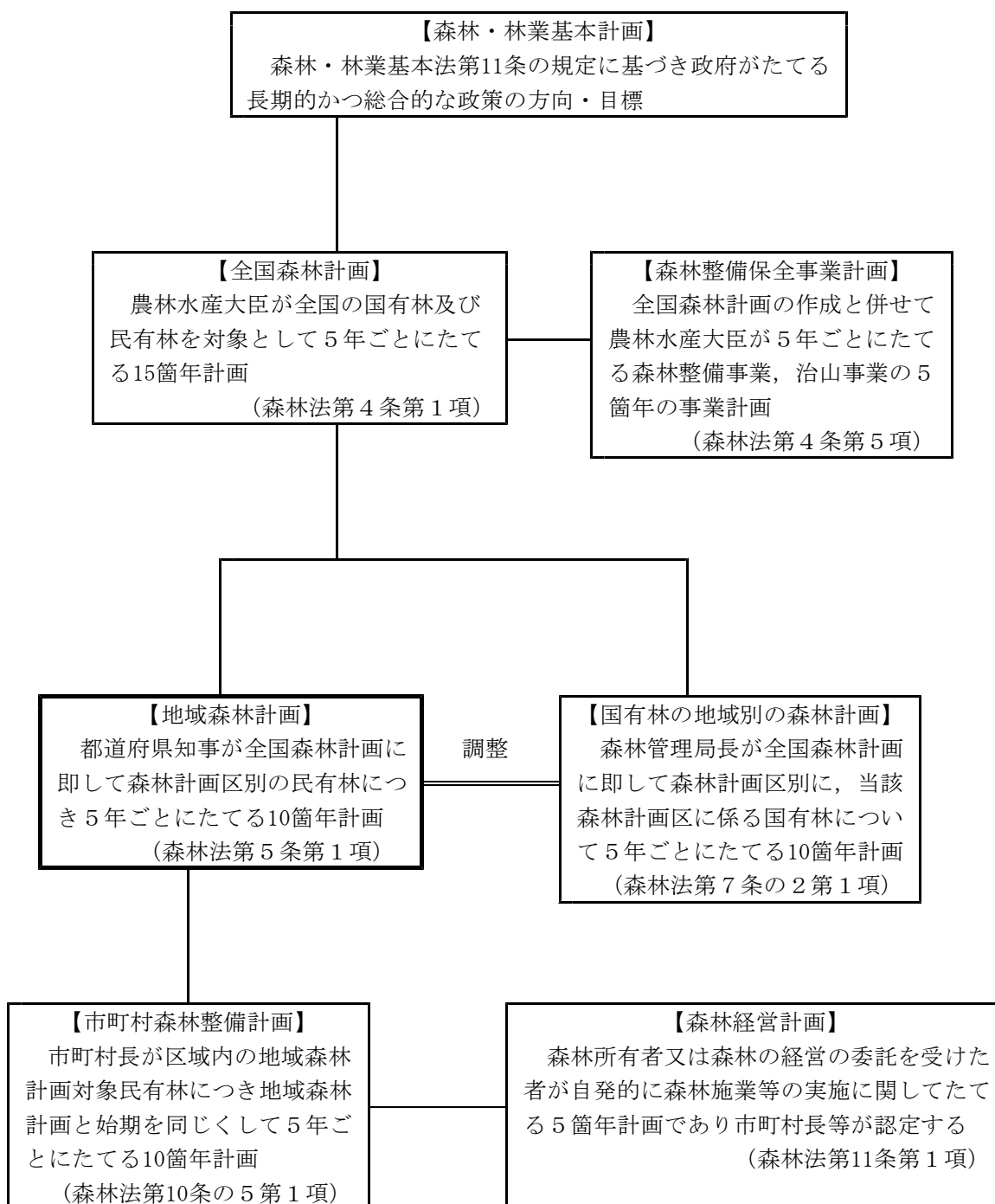
I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、始良森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。

森林計画制度の体系



(2) 自然的背景

ア 位置及び面積

本計画区は、県の東北部に位置し、霧島市、始良市、湧水町の2市1町で構成され、区域面積は97,872 haで、鹿児島県総面積918,702haの約11%となっている。

イ 地勢

本計画区の東北部には宮崎県と境をなす韓国岳^{からくにだけ}（1,700m）等の霧島連山、栗野岳^{くりのだけ}（1,102m）西北部には国見岳^{くにみだけ}（649m）、烏帽子岳^{えぼしだけ}（703m）を有し、南部は鹿児島湾に面している。

河川は、熊本県球磨郡の白髪岳^{しらがだけ}を源にする川内川が湧水町内を流れて東シナ海へ注いでいる。また、霧島市の国見岳を源とする天降川^{あもりがわ}や始良市の矢止岳^{やどめだけ}を源とする別府川等が鹿児島湾に注いでいる。

主な湖沼としては、霧島市の大浪池^{おおなみのいけ}、始良市の住吉池がある。

ウ 地質及び土壌

地質は、大部分がシラスであるが、北東部の霧島連山及び西部に輝石安山岩^{きせきあんざんがん}が広く分布し、一部に角閃石安山岩^{かくせんせきあんざんがん}が分布している。また、河川流域に沿っては沖積層^{ちゅうせきそう}が見られる。

土壌は、山岳地帯に黒ボク土壌が広がり、丘陵平野部のほとんどが褐色森林土壌である。

エ 気候

本計画区は、冷涼な北部山間地帯から温暖な沿岸地帯にわたっており、気温の差が大きい。年平均気温及び年間降水量は、溝辺で16.5℃、2,689mmである。

(3) 社会的・経済的背景

ア 土地利用

総面積は、97,872haであり、そのうち森林面積は66,530haで林野率は68%である。このうち、民有林（森林法第2条で規定する民有林）は、54,921haで森林面積の83%を占めており、国有林は11,610haで17%となっている。

農地面積は、5,500haで総面積の6%となっている。

イ 人口

人口は、平成27年の国勢調査によると211,357人で、県の総人口1,648,177人の13%を占めている。

また、人口密度は、216人/k㎡となっている。

ウ 交通

本計画区のほぼ中央に、鹿児島空港があるのをはじめ、JR日豊線、JR肥薩線及びJR吉都線のほか、九州自動車道（始良市～湧水町）、東九州自動車道（始良市～霧島市）、国道10号（始良市～霧島市）、223号（霧島市）、268号（湧水町）、504号（霧島市）を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市町道が陸上交通網を形成している。

エ 産業

平成29年度の純生産は、7,919億円で、県純生産5兆5,045億円の14%となっている。純生産の産業別構成比は、第3次産業60%、第2次産業38%、第1次産業2%となっている。

林業純生産は13億円で、第1次産業純生産の8%となっており、県全体の林業純生産118億円に対して11%である。

(4) 民有林の概況

ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体440,671haの12%に当たる54,921haである。

林種は、人工林33,933ha(62%)、天然林16,827ha(30%)、竹林2,577ha(5%)、その他1,585ha(3%)となっており、人工林率は県平均の45.5%と比べて高くなっている。

蓄積は、17,474千 m^3 で県全体の118,786千 m^3 の15%である。また、ha当たりの蓄積は、人工林が451 m^3 で、天然林が129 m^3 である。

樹種別の面積構成比は、人工林ではスギが62%で、次いでヒノキ32%、クヌギ4%、その他2%となっている。

また、天然林は、クヌギ5%、マツ2%、その他広葉樹93%となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林12%、私有林88%で、公有林の内訳は、県有林21%、市町有林79%である。また、私有林の内訳は、個人有林74%、会社有林10%、共有林5%、森林整備公社有林2%、その他9%となっている。

森林種類別の面積構成比は、普通林が77%、制限林が23%となっている。

イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積で298ha、蓄積で208千m³それぞれ増加している。

単位 面積：ha 蓄積：千m³ 束数：千束

区 分	平成 2 8 年		令和 3 年		前期との対比	
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積
総 数	54,623	17,266	54,921	17,474	298	208
針 葉 樹	34,361	15,133	32,507	15,183	△1,854	50
広 葉 樹	16,513	2,133	18,253	2,291	1,740	158
竹 林	2,470	(970)	2,577	(1,046)	107	(76)
未立木地等	1,187	-	1,504	-	317	-
更新困難地	93	-	81	-	△11	-

(注) 1 竹林の蓄積は()書き束数で示し、総数には含まない。

2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能の高度発揮が要請される森林は、40,963haで天降川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は、36,235haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は、1,474haで、市街地、集落周辺等にあり防風、大気浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は、5,608haで、霧島錦江湾国立公園、蘭牟田池県立自然公園(住吉池等)、県民の森等を中心に存在している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は、26,682haで計画区全域に存在している。

単位 : ha

区 分	面 積
水 源 涵 養 機 能	40,963
山 地 災 害 防 止 機 能	36,235
生 活 環 境 保 全 機 能	1,474
保 健 文 化 機 能	5,608
木 材 等 生 産 機 能	26,682

(注) 機能別の森林面積は重複している。

エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の17%に当たる9,396haで、種類別にみると水源かん養保安林79%、土砂流出防備保安林11%、保健保安林5%及びその他5%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水 源 かん養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	防 風	干 害 防 備	落 石	保 健	計
面積	7,918	(136) 973	(3) 297	13	(1) 163	27	(438) 6	(578) 9,396
比率	79.4	11.1	3.0	0.1	1.6	0.3	4.5	100.0

- (注) 1 上段の () 書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。
 2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。
 3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

オ 伐採、造林の推移

(ア) 伐採の推移

過去5箇年の民有林の伐採材積は、針葉樹823千 m^3 、広葉樹22千 m^3 、計845千 m^3 で、年平均は169千 m^3 であり、県全体の伐採量の13%である。

単位 面積：ha 材積：千 m^3 比率：%

区 分	針 葉 樹				広 葉 樹		計	
	主 伐 面 積	材 積			主 伐 面 積	材 積	主 伐 面 積	材 積
		計	主伐	間伐				
平成27年度	97	162	52	110	4	1	101	166
平成28年度	34	130	18	112	3	0	36	130
平成29年度	74	131	40	91	0	0	74	131
平成30年度	178	168	97	71	40	6	218	173
令和元年度	309	232	168	65	102	15	411	247
計	691	823	374	449	149	22	840	845
年平均(A)	138	165	75	90	30	4	168	169
県平均(B)	1,565	1,200	845	355	631	95	2,196	1,295
比 率 (A/B)	9	14	9	25	5	5	8	13

- (注) 1 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。
 2 主伐面積については、伐採材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課、かごしま材振興課

(イ) 造林の推移

過去5箇年の造林面積は、再造林359ha、拡大造林32ha、被害地造林3ha、計394haで、年平均79haであり、県全体の造林量の14%である。

単位 面積：ha 比率：%

区 分	造 林 面 積				樹 種 別 面 積			
	総 数	再造林	拡大造林	被害地造林	総 数	スギ	ヒノキ	その他
平成27年度	48	44	4	-	49	38	0	11
平成28年度	94	81	13	-	93	80	0	12
平成29年度	80	70	9	1	80	58	4	17
平成30年度	91	87	3	1	91	85	-	7
令和元年度	81	77	3	1	81	74	-	8
計	394	359	32	3	394	335	4	55
年平均(A)	79	72	6	1	79	67	1	11
県平均(B)	554	461	35	58	554	492	5	57
比率(A/B)	14	16	17	2	14	14	20	19

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(平成27年度～平成30年度)、森林経営課(令和元年度)

カ 林道の整備状況

過去5箇年の林道開設延長は、5,083mで、年平均1,017m開設されており、令和元年度末の総延長は、367,930mとなっている。

また、林道密度は県平均6.7m/haに対し6.7m/haである。

単位 延長：m 密度：m/ha

区 分	林 道 開 設 延 長	林 道 密 度
平成27年度	650	6.7
平成28年度	550	6.7
平成29年度	990	6.7
平成30年度	1,170	6.7
令和元年度	1,723	6.7
計	5,083	-
年平均	1,017	-
現在までの総延長	367,930	-
県 全 体	2,909,286	6.7

(注) 林道密度の算出に用いた平成28年度までの森林面積は、平成8年度の林道網整備計画策定時の面積(54,414ha)であり、平成29年度以降の森林面積は、平成28年度の私有林林道等整備計画策定時の面積(54,623ha)である。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材流通施設は、令和元年度末で素材市場が2市場ある。令和元年度の素材取扱量は91千m³で県全体の20%となっている。

また、木材加工施設については、製材工場等が令和元年度末で13工場となっている。

なお、木材高次加工施設については、2×4工法部材製造工場が1工場、プレカット工場が1工場となっている。

単位 事業所，構成比・比率：%

区 分	製 材 工 場				チップ工場	
	総 数	75kW未満 (小規模工場)	75～300kW (中規模工場)	300kW以上 (大規模工場)	専 業	兼 業
始良計画区	10	5	3	2	3	(2)
(A) 構成比	100	46	36	18	-	-
県 全 体	116	71	34	11	18	(15)
(B) 構成比	100	61	29	10	-	-
比率 (A/B)	7	7	9	18	22	20

(注) チップ工場の()書きは製材工場の内数である。

資料：県森林・林業統計(令和2年11月)

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹693千m³，広葉樹16千m³，計708千m³で、年平均142千m³であり、県全体の生産量の13%である。

単位 千m³，比率：%

区 分	民 有 林			国 有 林			合 計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
平成27年度	103	1	103	14	-	14	116	1	117
平成28年度	90	0	91	19	-	19	110	0	110
平成29年度	97	-	97	18	-	18	115	-	115
平成30年度	124	4	128	26	-	26	151	4	154
令和元年度	173	11	184	27	-	27	201	11	212
計	588	16	603	105	-	105	693	16	708
年平均 (A)	118	3	121	21	-	21	139	3	142
県平均 (B)	897	90	987	121	-	121	1,018	90	1,108
比率 (A/B)	13	4	12	17	-	17	14	4	13

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(平成27年度～平成30年度)，かごしま材振興課(令和元年度)

(イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、しいたけ、たけのこ、竹材、木炭・竹炭であり、過去5箇年の生産量及び生産額は、生しいたけが1,808トンで16億5千2百万、乾しいたけが168トンで6億3千2百万、たけのこが1,114トンで3億2千万円、竹材が560千束で1億4千8百万円並びに木炭・竹炭が283トンで5千1百万円となっている。

なお、総生産額は、年平均5億9千9百万円で県全体の生産額の約13%である。

単位 比率：%

区 分 単 位	生しいたけ		乾しいたけ		たけのこ	
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円
平成27年	318	303	27	96	188	56
平成28年	425	394	33	147	267	65
平成29年	373	368	34	154	209	67
平成30年	302	281	32	112	234	61
令和元年	390	306	42	123	216	71
計	1,808	1,652	168	632	1,114	320
年平均 (A)	362	330	34	127	223	64
県平均 (B)	1,008	828	76	269	5,810	1,680
比率 (A/B)	35.9	39.9	44.7	47.2	3.8	3.8

区 分 単 位	竹 材		木炭・竹炭		その他	合計
	生産量 千束	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産額 百万円	生産額 百万円
平成27年	125	33	137	23	50	561
平成28年	144	38	134	25	39	708
平成29年	143	37	4	1	32	659
平成30年	74	20	4	1	33	508
令和元年	74	20	4	1	40	561
計	560	148	283	51	194	2,997
年平均 (A)	112	30	57	10	39	599
県平均 (B)	721	190	441	89	1,409	4,465
比率 (A/B)	15.5	15.8	12.9	11.2	2.8	13.4

- (注) 1 ししいたけは「原木生しいたけ」「菌床生しいたけ」「乾しいたけ」の計である。
 2 その他は、その他きのこ類、山菜類等である。
 3 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。
 4 集計は暦年である。

資料：森林経営課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（平成28～令和7年度）における前半5カ年分（平成28～令和2年度）の計画量と実行状況（平成27～令和元年度）の結果、概要等については次のとおり。

（1）伐採立木材積

木質バイオマス発電施設の稼働で、間伐材等由来の木質バイオマスの需要が増加し、間伐は計画を上回ったが、主伐は計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：千m³，実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	796	376	1,172	396	449	845	50	119	72
針葉樹	748	376	1,124	374	449	823	50	119	73
広葉樹	48	-	48	22	-	22	46	-	46

（2）間伐面積（参考）

針葉樹の主伐の増加や林業労働力の確保が困難であったことから、間伐面積は計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

間 伐 面 積		
計 画	実 行	実行歩合
5,010	4,173	83

（3）人工造林・天然更新別面積

木材需要の増加に伴い、伐採面積は近年増加しているが、一方で不在村森林所有者の増加、木材価格の低迷等による経営意欲の低下、林業労働力の不足などから再造林率が低くなり、計画を達成できなかった。

単位 ha，実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,228	615	50	920	394	43	308	221	72

（4）林道開設又は拡張の数量

開設については、県内の計画路線の中で地域の要望等を踏まえながら必要性や緊急性等を総合的に判断し、優先度の高い路線から実施した結果、計画を達成できなかった。

拡張については、概ね計画どおり達成した。

単位 計画，実行：m，実行歩合：%

区 分	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
開 設	24,500	5,083	21
拡 張	9,626	7,832	81

（注）開設延長には改築も含む。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源の涵養^{かん}や山地災害の防止等を目的に保安林の指定を推進したが、所有規模が零細なことなどから、計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

区 分	指 定			解 除			備 考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養 のための 保安林	138	12	9	—	1	—	
災害防備 のための 保安林	216	35	16	—	—	—	
保健，風致 保全のため の保安林	11	—	—	—	—	—	
計	365	47	13	—	1	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

予算を勘案しながら計画地区の中で地域の要望等を踏まえ、必要性や緊急性を総合的に判断して、優先度の高い地区から実施したが、計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：地区，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治山事業施行地区数	40	21	53

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

計画及び実績なし

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴

ア 森林の特徴

- (ア) 本計画区民有林は、総土地面積の56%であり、県全体の48%と比べ高くなっている。
- (イ) 霧島山系を中心に早くからスギ・ヒノキを主体に人工林化が進められたため、8齢級以上の森林割合が高く、これらの豊富な森林資源を背景に積極的な施策の実施が求められている。
- (ウ) 保健文化機能については、霧島錦江湾国立公園、蘭傘田池県立自然公園（住吉池等）や県民の森等の森林公園に加え、優れた自然景観を活かした生活環境保全林や市民の森等が各地に整備され、その機能の高度発揮が期待されている。

イ 林業の特徴

- (ア) 素材生産量は、年平均142千 m^3 で県全体の13%を占めている。うち民有林の生産量は針葉樹が118千 m^3 で県全体の13%、広葉樹が3千 m^3 で県全体の4%を占めており、近年増加傾向にある。
素材生産業者は42業者であり、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の効率化・低コスト化に取り組む事業者が増えつつあり、年間取扱量が5千 m^3 を超える生産規模の大きい事業者が10事業者となっている。
- (イ) 森林整備は、スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎えるなか、木材生産の形態が間伐から主伐へ移行しており、過去5箇年間の年平均伐採量は、169千 m^3 で県全体の13%となっている。
また、主伐後の年平均再造林面積は、72haで県全体の16%となっている。
- (ウ) 林業の生産基盤となる林道の整備が図られており、林道延長は362kmとなっている。
- (エ) 特用林産物については、霧島山麓を中心としたしいたけの産地化が図られ、しいたけでは年平均の生産量が362tで県内の36%を、乾しいたけでは年平均の生産量が34tで県内の45%を占めている。
また、たけのこや竹材、木・竹炭などが生産されている。

ウ 木材産業の特徴

- (ア) 木材流通施設は、県森林組合連合会隼人木材流通センターとメアサスギの産地として知られる始良市（旧蒲生町）に始良西部森林組合蒲生木材流通センターがあり、県下の主要な流通拠点となっている。令和元年度の素材取扱量は91千 m^3 で県下全体の木材市場素材取扱量の20%を占めている。
- (イ) 木材加工施設については、製材工場やチップ工場が令和元年度末で13工場、また、2×4工法部材製造工場が1工場、プレカット工場が1工場あり、地域材等を製材・加工し住宅資材等として県内外に供給している。
- (ウ) 地域材の販路については、地元の製材業者とかごしま緑の工務店との連携による「かごしま木の家」づくりなどによりかごしま材の需要拡大に取り組んでいる。

エ その他

当計画区には県森林技術総合センター、県工業技術センターがあり、林業・木材産業の研究・技術開発の拠点となっているほか、林業担い手の育成や林業事業者の雇用管理の改善・合理化を図るため、森の研修館かごしま、林業労働力確保支援センターが整備されている。

(2) 計画樹立の基本的考え方

始良地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画（鹿児島県，平成31年3月改定）」との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないとして認められる森林を除く森林を対象とする。

イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成8年8月）」に基づいた適切な施業を実施する。

ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、伐採、特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

オ 間伐及び保育に関する事項

森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着を図る。

ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林経営の委託等による森林の施業又は経営の促進，森林施業の共同化の促進，林業就業者対策，機械化，加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

ケ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として，水源かん養，土砂流出防備等の保安林を指定するとともに，土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

コ 保安施設に関する事項

保安林については，森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し，森林に関する自然的条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵養，災害の防備，保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，保安林等の配備の方針を定める。

治山事業については，森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し，災害に強い県土づくり，水源地域の機能強化を図るため，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として，植栽，本数調整伐等の森林整備や溪間工，山腹工等治山施設の整備の方針を定める。

サ 鳥獣害の防止に関する事項

シカに係る鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内におけるシカ被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病虫害やシカ以外の鳥獣害等の被害対策の方針，森林火災の予防方針について定める。

ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能を高度に発揮する必要のある森林について，森林施業の標準的な方法，施設整備の指針等を定める。

セ 計画量等

全国森林計画に即し，イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標を」実現するため，森林資源の構成状況，地域の特性等を考慮しながら，鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

ソ その他必要な事項

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林の所在及び施業方法について示す。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

表Ⅱ－1 市町村別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

市町名	面積	備考
総数	54,921	
始良・伊佐地域振興局	霧島市	33,426
	旧国分市	6,698
	旧溝辺町	2,857
	旧横川町	4,523
	旧牧園町	7,741
	旧霧島町	4,152
	旧隼人町	3,413
	旧福山町	4,041
	始良市	14,710
	旧加治木町	2,392
	旧始良町	6,731
	旧蒲生町	5,587
	湧水町	6,785
	旧栗野町	4,946
	旧吉松町	1,839

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)

2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

3 森林計画図の縦覧場所は、鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課並びに関係市役所、関係町役場とする。

4 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源の涵養、山地災害の防止・土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表Ⅱ-2のとおりとする。

表Ⅱ-2 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

す森 る林 機 の 能 有	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水 源 涵 養 機 能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	○良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山 壤地 保災 全害 機防 能止 機 能 ／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 ○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快 能適 環 境 形 成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健 レ ク レ エ	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件及び県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文 化 機 能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保生 全物 機多 能様 性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木 能材 等 生 産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等は、表Ⅱ－3のとおり定める。

表Ⅱ－3

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和3年4月1日現在)	計 画 期 末 (令和13年3月31日)
面 積	育成単層林	34,606	34,490
	育成複層林	130	512
	天然生林	16,024	15,831
森林蓄積 m ³ /ha		344	352

(注) 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林

主として天然力^{注3}を活用することにより成立させ維持される森林^{注4}。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが肝要であることから、市町村との情報共有により森林GISの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定める。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

さらに、生物多様性保全上重要な役割を担う霧島錦江湾国立公園及び蘭牟田池県立自然公園（住吉池等）、希少野生動植物やクマタカ等生態系上位種の生息地等周辺での施業については、特に配慮することとする。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壌の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によることとする。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮する。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、霧島錦江湾国立公園及び蘭牟田池県立自然公園等の風致景観の維持並びに溪流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

（ア）皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

気候、地形、土壌等の自然的条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は20ha以下とすることが望ましい。併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表Ⅱ-4を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

表Ⅱ-4 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
始良森林計画区一円	35	40	30	40	10	20

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して、多面的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によることとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

表Ⅱ－５－１ 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種
-----------	-----------------------

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ－５－２を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ－５－２ 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ・ヒノキ	2,000～3,000
クヌギ	2,000～4,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵えに活用し、期間を置かずに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度の高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植え付けの時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植えが一般的であるが、地域の自然条件や苗木の種類等に応じて適切な時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行

う際の規範として定められるものとする。

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や人工林の皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

エ その他

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部平成4年3月）」を参考にすることとする。

(2) 天然更新に関する指針

気候、地形、土壌等の自然的条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものとする。

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。

表Ⅱ－6－1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類 等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表Ⅱ－6－2のとおりとする。

表Ⅱ－6－2

単位：本／h a

樹 種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木の本数（注2）
上記更新対象樹種	6, 0 0 0 ※	2, 0 0 0

(注) 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）
第10章 広葉樹人工造林の実行

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 平成18年11月）」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表Ⅱ－7に示す。

表Ⅱ－7 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤初回間伐前の本数は2,700本、⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められるものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

〔下刈り〕

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として6～9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

〔つる切り〕

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

〔除伐〕

除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの際に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

〔枝打ち〕

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照することとする。

なお、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

（3）その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るため、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点等を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、森林施業の方法については、市町長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
- b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など，土砂の流出，土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令により，山地災害防止・土壤保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，山地災害防止・土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって，騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置，気象条件等からみて風害，潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林，潮害防備保安林など，法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原，溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林，キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など，県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡，名勝等の所在する森林や，これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林，潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林，風致保安林，自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件，森林資源の内容及び地域の要請等から見て，保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など，地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし，生物多様性保全機能については，伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも，一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから，原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き，区域設定は行わないこととする。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にすることとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

森林の整備に当たっては、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを旨とし、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、様々な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めるものとする。

また、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分するとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応した整備を行うこととする。

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等に資する面も有することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト縮減を図りつつ、野生生物の生息・生育の状況等も考慮し、周辺環境との調和を図ることとする。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安全な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的な公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図る。

イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的な公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワード等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 平成23年4月）」によることとする。

表Ⅱ－8 林道・林業専用道の現状 単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
林 道	1 7 8	3 6 2
うち林業専用道	6	4

(令和元年度末現在)

(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図ることとし、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 平成23年3月）」によることとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表Ⅱ－9－1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表Ⅱ－9－2のとおりとする。

表Ⅱ－9－1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～ 300	40～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～ 300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～ 500	50～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～ 500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～ 1500	500～ 1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表Ⅱ－9－2 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	100～250	35～50
中傾斜地 (15～30°)	車両系	75～200	25～40
	架線系	25～75	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60～150	15～25
	架線系	15～50	
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	5～15

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

(5) 路網の規格・構造について

路網整備については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、適切な規格・構造の路網整備を推進するものとする。

(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(7) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県，市町，森林組合等林業事業体が連携し，森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ，森林経営の委託への転換，森林施業の共同化，林業に従事する者の確保・育成，林業機械の導入，林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために，小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し，森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業経営体への施業等の長期委託を進め，森林経営の委託への転換を図ることとする。

さらに，森林経営の受委託等が円滑に進むよう，森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進することとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し，森林の適正管理，森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また，森林施業の共同実施，作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業の共同化を促進するために，林業普及指導員や森林組合などの林業事業体，市町等が緊密に連携しながら，地域林業のまとめ役となる指導林家，指導林業士，青年林業士，林業研究グループのリーダー等と一体となった指導體制の整備を図ることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には，市町が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については，市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進することとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体等の育成並びに林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

ア 林家等林業経営体の育成

経営方針の明確化，経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により，地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めることとする。

また，林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支

援に積極的に取り組むものとする。

イ 林業事業者の体質強化

当森林計画区では、これまで鹿児島県林業労働力確保支援センター及び始良・伊佐地域森林・林業活性化センター等を中心に、関係機関等が一体となって、林業事業者の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも効率的な経営管理手法の導入や施業の集約化による事業量の確保、高性能林業機械等の導入及び活用等諸施策を推進し、経営基盤の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業者は16事業者（令和2年10月1日現在）であり、林業労働力確保支援センターとの連携による林業事業者の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については、始良東部森林組合及び始良西部森林組合並びに北始良森林組合の3つとなっており、今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り、施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進することとする。

ウ 林業就業者の確保・育成

林業に従事する者の確保及び育成については、「鹿児島きこり塾」の開催や就業相談窓口の設置等による新規就業の促進を図るとともに、「緑の雇用」事業による現場技能者の育成や施業の集約化の中核を担う森林経営プランナーの養成、機械化作業へ向けた各種資格の取得、労働災害の防止のための研修・指導等を実施する。

また、森林作業道を作設するオペレーターや低コスト作業システムを実践する現場技術者の育成を図る。

さらに、公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて労働条件の改善に係る支援を行うとともに、林業労働力確保支援センターにおいて、雇い管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか、職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど、就業の円滑化及び雇用の安定を推進することとする。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況、年間の事業量及び目標とする労働生産性、導入する作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を促進するとともに、低コスト作業システムの普及を推進することとする。

その際、機械が効率的に稼働できるよう、森林施業の集約化を積極的に進めるとともに、森林作業道等の路網整備の促進を図ることとする。

また、環境負荷の低減に配慮しつつ、列状間伐の実施や主伐における大型機械等の導入とその普及定着を推進することとする。

（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産流通対策の推進

木材の生産現場から製材工場等への安定供給の取組など、流域森林・林業活性化センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、製材工場の規模拡大や乾燥施

設等を活用した木材の高付加価値化などにより、需要者ニーズに対応した品質の確かなかごしま材を安定的に供給できる体制づくりを促進することとする。

また、2×4工法部材の加工施設にラミナを安定的に供給するため、既存工場間の連携体制の強化を図ることとする。

イ かごしま材等の利用促進

かごしま材の需要拡大を図るため、「かごしま木の家」づくりや公共施設等の木造・木質化、東アジア等への輸出拡大などの取組を推進することとする。

また、CLTや2×4工法部材等の中高層や非住宅建築物等への利用のほか、未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギーの原料等としての利用を促進するなど、需要の拡大を図ることとする。

ウ 特用林産物の産地づくり

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年3月）」に基づいて、地域特性を生かした生産性や付加価値の高い特用林産物の産地づくりを進める。

しいたけの生産量増大を図るため、生産基盤の整備を図るほか、竹林改良や路網整備を一体的に行い、たけのこ生産竹林の整備を進める。

また、シキミ等の枝物、センリョウなどの花木、山菜など地域の特色ある特用林産物の生産体制の整備を支援し、産地づくりを促進する。

（6）その他必要な事項

「始良西部地域森林整備推進協定（平成28年3月）」等を活用し、国有林と連携した路網の整備や間伐等の実施による森林を整備し、効率的な木材の生産・販売を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表Ⅱ-10のとおりとする。

表Ⅱ-10

単位面積：h a

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区 域				
総 数		9,379			
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	霧島市	4,486	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 落石防備	
	旧国分市	1～7, 11～14, 16～18, 21, 25, 26, 28, 29, 31～36, 38～41, 43～45, 47, 48, 50, 59, 61, 61, 62, 64～70, 74～79, 82, 83, 85, 87, 89, 91～98, 100～103, 105, 106, 108, 110, 111			986
	旧溝辺町	1～7, 9～16, 18～23, 25, 26, 28～47			561
	旧横川町	1～8, 10, 11, 13, 18, 20, 21～24, 27～31, 34, 35, 37, 38, 40, 41, 44～46, 48～50, 52～63, 65, 67～80			541
	旧牧園町	1, 2, 4, 5, 8～13, 15, 16, 18, 19, 21, 24～31, 33, 34, 38～41, 44～56, 59～63, 65, 66, 69, 72, 75～77, 79, 80～90, 92～95, 98, 99, 103～106, 108, 109, 111, 112, 113, 117～119, 121～128, 130, 131			1,333
	旧霧島町	1～9, 15, 18, 20～23, 25, 26, 28～35, 41～44, 46, 47, 49, 50, 52～57			310
	旧隼人町	6～11, 13～21, 23～40, 42, 44, 45, 47～51			216
	旧福山町	1～4, 8, 10, 11, 15～31, 34～43, 45, 46, 48～51, 55～59, 61～63, 65～74, 76～78			538
	始良市				3,931
	旧加治木町	2～27, 29, 30, 33～35, 38, 39, 41, 44, 45, 47			284
	旧始良町	2, 4～8, 10～13, 17, 18, 20～64, 66, 68, 69, 71, 74～78, 80～83, 85～89, 92, 95, 96, 98, 100, 104～107, 109～113			2,087
	旧蒲生町	1～5, 10～16, 18～37, 41～48, 54～63, 65～70, 73, 74, 79, 80, 82, 84～90			1,560
	湧水町				962
旧栗野町	1, 3, 4, 6～9, 11, 13～21, 23～26, 28～31, 34～36, 38～40, 42, 43, 45, 47, 48, 50, 52～54, 58～60, 65～67, 69～71	678			
旧吉松町	1, 3～9, 11～18	284			

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

**(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及び
その搬出方法**

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地形・地質等の自然条件，地域の土地利用，森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して，実施地区の選定を行うものとする。

また，土石の切取・盛土を行う場合には，安定な法勾配を確保し，必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに，水の適切な処置を行うための調整池，排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講じ，土砂の流出及び崩壊の防止等に努めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林，里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について，水源かん養保安林，土砂流出・崩壊防備保安林，保健保安林等の指定に重点を置いて，保安林の配備を計画的に推進することとする。

また，保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう，必要に応じて指定施業要件を見直すものとする。

(2) 保安施設地区に関する方針

地形，土壌等の自然条件及び受益の対象等を踏まえ，水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため，保安施設事業を行う必要がある森林等について，保安施設地区として指定をすることができるが，今期計画期間内での指定計画はない。

(3) 治山事業に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請及び保安林の配備状況を勘案し，災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，山地災害の危険性の高い地区等において，重点化・効率化を図りながら，治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成などを計画的に推進する。

また，土砂流出防止等の機能の十全な発揮を図るため，保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し，森林施業を推進することで，保安林機能の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、シカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、シカによる被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

(2) その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策がシカの被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行う。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、霧島地区における松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害を受けた場合は、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努める。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災予防の普及啓発及び森林の巡視を行なうとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を促進する。

市町村森林整備計画においては、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないように、適切な森林施業に努める。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（1）保健機能森林の区域の基準

湖沼・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表Ⅱ-11

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,852	2,750	103	2,231	2,129	103	621	621	-
前 期	1,344	1,300	44	957	913	44	387	387	-

(注) 四捨五入の関係で、計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表Ⅱ-12

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	5,980
前 期	3,279

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表Ⅱ-13

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,880	1,205
前 期	1,221	522

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	96,900	23,905	43,515
前 期	68,500	15,530	7,068

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
開設	自 動 車 道	霧 島 市	28		58,301	—				
		旧国分市	深 迫		3,600	—	42		212810	
		〃	高 松		900	—	17		212811	
		〃	白 尾 谷	林業専用道	1,500	—	47		212812	
		〃	赤 松		3,100	—	78		212813	
		〃	大 谷 山		1,400	—	58		212814	
		〃	猿ノ木場		1,700	—	65	○	212815	
		〃	猿ノ木場1号支	林業専用道	1,000	—	38		212816	
		細 計	7		13,200	—				
		旧溝辺町	三縄鳥ヶ池		3,600	—	40		444904	
		〃	末吉岡		1,850	—	41		444905	
		〃	下 山		1,950	—	30		444906	
		細 計	3		7,400	—				
		旧横川町	大谷第2支		1,000	—	33		445701	
		〃	貝吹ヶ岡		3,580	—	86		445703	
		〃	椈ヶ八重		1,450	—	20		445707	
		細 計	3		6,030	—				
		旧牧園町	荒 平		400	—	31		448104	
		〃	手 洗		1,500	—	25		448105	
		〃	渡瀬有村	林業専用道	1,000	—	33	○	448107	
		〃	佐賀利山	指定林道	6,020	—	322	○	448108	
		〃	佐賀利山1号支	林業専用道	2,330	—	57	○	448109	
		〃	佐賀利山2号支	林業専用道	1,080	—	17	○	448110	
		〃	佐賀利山3号支	林業専用道	2,200	—	53	○	448111	
		細 計	7		14,530	—				
		旧霧島町	川北宮前		2,500	—	38		449009	
		〃	川北田平		2,000	—	17		449010	
		〃	第2小窪		800	—	19		449011	
		細 計	3		5,300	—				
		旧隼人町	餅田山神		2,800	—	70		450305	
		〃	牟田表木山		3,741	—	60		450306	
		細 計	2		6,541	—				
		旧福山町	堀之元		2,000	—	30		451105	
		〃	荒 磯		1,500	—	35		451103	
		〃	三 角		1,800	—	12		451104	
		細 計	3		5,300	—				
		始 良 市	22		31,049	—				
		旧加治木町	辺 川		530	—	36		441401	
		〃	市 野		850	—	43		441402	
		〃	宇 都		840	—	40		441403	
		細 計	3		2,220	—				
		旧始良町	中 牧		1,000	—	35		442201	
		〃	飛野～丹生付		1,100	—	32		442202	
		〃	上 名		1,800	—	40		442203	
		〃	城 瀬		1,800	—	32		442204	
		〃	堂 園		2,200	—	71		442205	
		〃	堂 園 支		320	—	10		442206	
		〃	鬼ノ堂		570	—	16		442207	
		〃	白 金 坂	林業専用道	1,150	—	31		442208	

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
					延長	箇所数					
開設	自動車道	"	始良1号	林業専用道	1,600	—	35		442209		
		"	福ヶ野	林業専用道	950	—	27		442210		
		"	始良2号	林業専用道	1,800	—	37		442211		
		細計	11		14,290	—					
		旧蒲生町	鉢ノ窪		716	—	43		443101		
		"	瀬戸平山	指定林道	3,410	—	235	○	443102		
		"	瀬戸平山1号支	林業専用道	2,000	—	52	○	443103		
		"	瀬戸平山2号支	林業専用道	650	—	13	○	443104		
		"	瀬戸平山3号支	林業専用道	1,800	—	31	○	443105		
		"	通山		2,400	—	48		443106		
		"	柵野		990	—	16		443107		
		"	岩井川内		2,573	—	58		443108		
		細計	8		14,539	—					
		湧水町	8		7,550	—					
		旧栗野町	池ノ下	林業専用道	1,850	—	20		446502		
		"	水ノ元	林業専用道	1,200	—	30		446503		
		"	本堂		600	—	10		446504		
		"	永山		900	—	15		446505		
		"	通山		1,000	—	30		446506		
		"	岩脇		300	—	104		446507		
		"	下広田		200	—	85		446508		
		"	正階寺栗野山		1,500	—	9		446509		
		細計	8		7,550	—					
		合計	58		96,900	—					
		拡張	自動車道(改良)	霧島市	11		7,055	9			
				旧国分市	国分山麓		3,300	1	(22) 1,002	○	
				"	白尾谷	林業専用道	1,500	1	47		
				細計	2		4,800	2			
				旧溝辺町	丹生附		600	1	108		
"	外ヶ松				1,900	1	131				
"	宮川内				2,100	1	13				
"	桑木鶴支				600	1	5				
"	城ヶ尾				550	1	64				
"	東山				800	1	10				
"	瀬戸山				300	1	10				
細計	7				6,850	7					
旧隼人町	奥新川溪谷線				200	1	66				
細計	1				200	1					
旧福山町	中崎線				5	1	173	○			
細計	1				5	1					
始良市	4				6,647	5					
旧始良町	堂園				16	2	(12) 93	○			
"	琴ヶ谷				2,200	1	71				
"	飛野1号				4,425	1	194				
細計	3				6,641	4					
旧蒲生町	奥山				6	1	75	○			
細計	1				6	1					

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
		湧 水 町	2		1,505	2				
		旧栗野町	岩 脇		5	1	104	○		
		〃	正階寺栗野山		1,500	1	9	○		
		細 計	2		1,505	2				
		合 計	17		15,207	16				
拡張	自 動 車 道 (舗装)	霧 島 市	1		100					
		旧国分市	上 井		100	—	12			
		細 計	1		100	—				
		始 良 市	12		22,658	—				
		旧始良町	上 ノ 原		980	—	83			
		〃	ツ ズ ラ ノ		811	—	46			
		〃	高 牧		3,617	—	79	○		
		〃	宇 都		1,358	—	62			
		〃	鍋 倉		723	—	31			
		〃	北 山 飛 野		1,912	—	42			
		〃	ウ ツ ラ		3,351	—	91			
		〃	岩 井 田		1,753	—	56			
		細 計	8		14,505	—				
		旧蒲生町	大 塚		2,600	—	102			
		〃	岩 井 川 内		580	—	61			
		〃	松 生 良 久		2,872	—	83			
		〃	鬼 ノ 堂		2,101	—	63			
		細 計	4		8,153	—				
		湧 水 町	16		20,757	—				
		旧栗野町	留 ケ 尾		1,536	—	160			
		〃	大 平		1,208	—	104			
		〃	大 水 堀		1,658	—	36			
		〃	興 辺		917	—	34			
		〃	栗野山七ッ谷		1,622	—	90			
		〃	岩 脇		2,113	—	104			
		〃	車 場		2,046	—	79			
		〃	下 広 田		1,567	—	85			
		〃	岩 瀬 戸		366	—	57			
		〃	山 ノ 口 支		836	—	20			
		〃	正階寺栗野山		1,500	—	9			
		細 計	11		15,369	—				
		旧吉松町	永 山		1,812	—	171			
〃	矢 立		1,000	—	37					
〃	枯 木 ケ 尾		1,324	—	55					
〃	霧 島		347	—	17					
〃	木 場		905	—	53					
細 計	5		5,388	—						
合 計	29		43,515	—						

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備考
		前期末面積	
総数（実面積）	11,402	11,063	
水源涵養のための保安林	9,618	9,452	
災害防備のための保安林	1,733	1,567	
保健・風致の保存等のための保安林	482	455	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 表Ⅱ-17のとおり

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽方法の 変更面積
水源涵養のための 保安林	—	—	—	4,338	2,692
災害防備のための 保安林	—	—	96	1,052	96
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	241	241	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表Ⅱ-17 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）		前期		
指定	水源かん養	霧島市		166	63	水源の涵養	
		旧国分市	1～16, 18～22, 24～108, 110～114	33	10		
		旧溝辺町	1～47	15	6		
		旧横川町	1～13, 15～35, 37～80	22	10		
		旧牧園町	1～63, 65～68, 70～132	36	12		
		旧霧島町	1～26, 28～57	22	9		
		旧隼人町	1, 3, 5, 7, 8, 11, 13～39, 41, 42, 44, 46～51	17	7		
		旧福山町	2～5, 8～12, 14～19, 22～47, 49～61, 63, 65～78	21	9		
		始良市		69	25		
		旧加治木町	2～25, 27～29, 31～39, 41, 43～46, 47	12	5		
		旧始良町	4～7, 11～13, 18, 20, 22, 23, 25～64, 66～69, 71, 75, 82, 105～107, 109, 113	32	10		
		旧蒲生町	2～4, 6, 8～16, 18～49, 51～61, 63, 65～70, 73～80, 82～84, 86～91	25	10		
		湧水町		34	15		
		旧栗野町	3, 11, 13, 15, 16, 43, 52, 54, 58, 60, 70	24	10		
		旧吉松町	1, 3, 5, 6, 14, 15	10	5		
			計	269	103		
		災害防備	霧島市	霧島市			
旧国分市	1～29, 31～45, 47, 48, 50, 51, 54～56, 58～61, 63～71, 74～82, 84～94, 96, 97, 99～106, 108, 110～113			51	24		
旧溝辺町	1～17, 19, 23, 25, 26, 28～47			21	10		
旧横川町	1, 3～13, 15～25, 27～31, 33, 36～80			34	15		
旧牧園町	1, 2, 4, 5, 7～25, 27～38, 40～50, 52～63, 65, 66, 69, 72, 74～132			48	20		
旧霧島町	1～11, 14, 15, 19, 21, 22, 24～26, 28～35, 41～44, 46～50, 53～57			32	15		
旧隼人町	2～51			26	12		
旧福山町	1～8, 10, 12～51, 55～63, 65～78			30	15		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必 要とする 理 由	備 考
		市 町 村	区 域 (林 班)		前 期		
指定	災害 防備	始 良 市		107	50	土 砂 の 流 出 崩 壊 の 防 備 等	
		旧加治木町	1～13, 15～27, 29～44	19	9		
		旧始良町	2, 3, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 15～18, 20～30, 32～44, 46～50, 52～56, 58～66, 68～89, 91, 92, 95～113	50	23		
		旧蒲生町	1～6, 8～52, 54～91	38	18		
		湧 水 町		49	21		
		旧栗野町	1～4, 6～13, 15～17, 19, 20, 23～34 36, 40～45, 47, 50, 53, 55～60, 62～68, 70, 71, 72	35	15		
		旧吉松町	1～18	14	6		
			計	398	182		
	保健, 風致の 保存等	霧 島 市		44	21	公 衆 の 保 健 等	
		旧国分市	22, 40, 67, 83, 84	1	0		
		旧牧園町	33～38, 40, 52, 76, 85～91, 123～125	11	6		
旧霧島町		11～26, 31	32	15			
始 良 市			7	3			
旧始良町		76～80, 82～85, 110～113	4	2			
旧蒲生町		2～4, 33, 34, 36, 38, 84, 85, 90	3	1			
	計	51	24				
	合 計	718	309				

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養^{かん}など森林の公益的機能の高度発揮を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表Ⅱ-19

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備考
市 町 村	区 域 (大 字)		前期		
霧 島 市		45	22	溪 間 工 ・ 山 腹 工 ・ 本 数 調 整 伐 等	
旧 国 分 市	国分下井, 国分郡田, 国分重久, 国分上井, 国分上小川, 国分上之段, 国分清水, 国分川原, 国分川内, 国分台明寺, 国分姫城, 国分敷根	12	5		
旧 溝 辺 町	溝辺町崎森, 溝辺町三縄, 溝辺町竹子, 溝辺町有川, 溝辺町麓,	5	3		
旧 横 川 町	横川町上ノ, 横川町中ノ, 横川町下ノ	3	2		
旧 牧 園 町	牧園町下中津川, 牧園町高千穂, 牧園町三体堂, 牧園町持松, 牧園町宿窪田, 牧園町上中津川, 牧園町万膳,	7	3		
旧 霧 島 町	霧島田口, 霧島大窪, 霧島川北	3	3		
旧 隼 人 町	隼人町嘉例川, 隼人町小田, 隼人町小浜, 隼人町松永, 隼人町西光寺, 隼人町朝日, 隼人町東郷, 隼人町内, 隼人町内山田, 隼人町姫城, 隼人町野久美田	11	4		
旧 福 山 町	福山町佳例川, 福山町福山, 福山町福沢, 福山町福地	4	2		
始 良 市		27	13		
旧 加 治 木 町	加治木町小山田, 加治木町西別府, 加治木町日木山, 加治木町反土, 加治木町辺川, 加治木町木田	6	4		
旧 始 良 町	下名, 寺師, 住吉, 上名, 深水, 西餅田, 船津, 増田, 大山, 鍋倉, 平松, 北山, 脇元,	13	5		
旧 蒲 生 町	蒲生町下久徳, 蒲生町久末, 蒲生町漆, 蒲生町上久徳, 蒲生町西浦, 蒲生町白男, 蒲生町米丸, 蒲生町北	8	4		
湧 水 町		12	3		
旧 栗 野 町	稲葉崎, 幸田, 恒次, 田尾原, 米永, 北方, 木場	7	2		
旧 吉 松 町	川西, 川添, 鶴丸, 中津川, 般若寺	5	1		
計		84	38		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(大字)を単位として計上したものである。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

表Ⅱ-20

単位 面積：h a

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			
				方 法	限 度		
水源かん養保安林	計		7,917.88	1 主伐に係る伐採種は定め ない。		ただし、 伐採方法 は各保安 林台帳に よる。	
	霧島市		3,444.26	2 主伐として 伐採すること ができる立 木は、市町村 森林整備計画 に定める標準 伐期齢以上の ものとする。			
	旧国分市	21, 35, 38, 40~41, 45, 47, 59, 61~62, 64~67, 69, 70, 74, 79, 82~83, 85, 89, 91, 93, 95~98, 100~103, 110	780.01	3 間伐に係る 伐採すること ができる箇所 は前記に掲 げる森林のう ち樹冠疎密度 が10分の8以 上の箇所とす る。			
	旧溝辺町	10, 18~23, 30~33	372.31				
	旧横川町	1, 2, 6, 10, 13, 27, 28, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 40, 41, 46, 48, 49, 53, 54, 74~78	463.07				
	旧牧園町	1, 4, 24, 26, 29, 30, 39~41, 45, 46, 51, 52, 72, 76, 77, 79, 81, 84~90, 92, 105, 106, 108, 109, 118, 119, 121~126	1,238.19				
	旧霧島町	18, 41, 52	226.88				
	旧隼人町	31, 34	4.57				
	旧福山町	3, 15, 16, 25, 34, 65~69, 71, 74, 76~78	359.23				
	始良市		3,668.99				
	旧加治木町	3, 13~15, 17~21, 23~25	162.00				
	旧始良町	4~7, 11~13, 18, 20, 22, 23, 25~64, 66, 69, 71, 75, 82, 105~107, 109, 113	1,976.55				
	旧蒲生町	2~4, 10~16, 18~21, 23~37, 41~48, 54, 56~61, 63, 65~68, 79, 80, 86~90	1,530.44				
	湧水町		804.63				
	旧栗野町	3, 4, 11, 13, 15, 16, 21, 29, 34, 35, 38, 39, 40, 42, 43, 47, 60, 70, 71	592.09				
	旧吉松町	1, 3, 5, 6, 14, 15	212.54				
					<p>※ 平成14年4月 1日以降の指定分 及び指定施業要件 の変更分について 適用（各保安林台 帳による）</p>		
					<p>1 伐採年度ごとに皆伐を することができる面積の限度 は、左記の種類のために指 定された保安林又は、当該 保安林が2以上あるとき は、その集団についての植 栽の指定に係る樹種又は更 新期待樹種の標準伐期齢 （これらの樹種が2以上あ るときは、それらの標準伐 期齢の面積加重平均林齢） に相当する数で除して得た 面積（以下「総年伐面積」 という。）に前伐採年度の 総年伐面積に達していない 場合にはその達するまでの 部分の面積を加えて得た面 積とする。</p> <p>2 伐採年度ごとに皆伐によ る伐採をすることができる 1箇所当たりの面積の限度 は、10ヘクタールとする。</p> <p>※3 伐採年度ごとに択伐に よる伐採をすることができる 立木の材積の限度は、当 該伐採年度の初日における その森林の立木の材積に択 伐率（当該伐採年度の初日 における当該森林の立木の 材積から前回の択伐を終え たときの当該森林の立木の 材積を減じて得た材積を当 該伐採年度の初日における 当該森林の立木の材積で除 して得た割合をいい、その 割合が10分の3を超えると きは、10分の3とする。） を乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森 林において択伐による伐採 を行う場合は、10分の4を 乗じた材積とする。</p>		
				<p>1 伐採跡地には 適地適木を旨と してスギ・ヒノ キ・クヌギ又は 当該地域で一般 的に造林が行わ れ、かつ、当該 森林において的 確な更新が可能 である高木性の 樹種を植栽す る。 この場合、満 1年以上の苗木 をおおむね1ヘ クタール当たり 3,000本以上の 割合（平成14年 4月1日以降指 定分及び指定施 業要件の変更分 については、1 ヘクタール当 たり樹種ごとに 定める植栽本数 以上の割合を適用） で均等に分布す るよう植栽する ものとする。</p> <p>2 植栽は伐採が 終了した日を含 む伐採年度の翌 伐採年度の初日 から起算して2 年以内に植栽す るものとする。 ただし、森林法 第34条第2項の 許可がなされた 場合において は、当該許可が なされていた区 域内において当 該許可の際に条 件として付した 行為の期間内に 限り植栽するこ とを要しないも のとする。</p> <p>3 広葉樹林の伐 採跡地は原則と して天然更新に よる。</p>			
				<p>4 伐採年度ごとに間伐に係 る伐採をすることが できる立木の材積 の限度は、当該 伐採年度の初日 における森林の 立木の材積の10 分の2（平成14 年4月1日以降 指定分及び指定 施業要件の変更 分については、 10分の3.5を 適用）を超えず かつその伐採に よるその森林に 係る樹冠疎密度 が10分の8を 下回ったとしても 、当該伐採年度 の翌伐採年度の 初日から起算し て、おおむね5 年後において、 その森林の当該 疎密度が10分 の8までに回復 することが確実 であると認めら れる範囲内の材 積とする。</p>			

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂流出防備保安林	計		1,108.63	1 主伐は、択伐による。	1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 なお、択伐率は以下のとおりとする。 ※ 択伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から伐採しようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の8以上を超過するときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。 ② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超過するときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、10分の3を乗じた材積とする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。	
	霧島市		744.13				
	旧国分市	1～3, 5～7, 11～14, 16～18, 26, 28, 31, 33, 35, 38, 43～44, 50, 59, 65, 67, 70, 74～78, 91, 94, 97, 100, 103, 105～106, 108, 110～111		189.99	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
	旧溝辺町	1～7, 9～14, 16, 19, 23, 25, 26, 29, 31, 32, 34～42, 44～47		157.88			
	旧横川町	3, 5, 7, 18, 20～23, 27, 28, 44～46, 50, 54～63, 65, 67～76		43.25	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。		
	旧牧園町	1, 2, 4, 5, 9～12, 15, 16, 18, 19, 21, 24, 27, 28, 47, 49, 50, 52～54, 56, 59, 60, 63, 66, 69, 72, 75, 77, 80, 81, 92～95, 98, 99, 104, 105, 108, 111～113, 130		45.45			
	旧霧島町	2, 5, 7, 9, 15, 21, 22, 28, 30～32, 34, 35, 41～44, 50, 53～56		25.63			
	旧隼人町	6, 7, 9, 11, 13～21, 23～30, 33～39, 42, 44, 47～49, 51		135.50			
	旧福山町	1～3, 10, 17～31, 35～40, 42, 43, 45, 46, 50, 51, 55～59, 61, 62, 66, 68, 70～74, 77		146.43			
	始良市			275.34			
	旧加治木町	3, 5～12, 16, 17, 20～23, 25～27, 29, 33～35, 38, 39, 45, 47		100.12			
	旧始良町	8, 17, 20, 21, 23～25, 27, 43, 44, 48, 76, 85, 92, 96, 98, 100, 104, 106		158.15			
	旧蒲生町	1～3, 22, 62, 67, 70, 73		17.07			
	湧水町			89.16			
	旧栗野町	1, 6～9, 11, 14, 16, 17, 19, 20, 21, 23～26, 29～31, 36, 50, 65～67		41.14			
	旧吉松町	6～9, 11～13, 16, 18		48.02			

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他	
				方 法	限 度			
土砂崩壊防備保安林	計		300.32	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	霧島市		200.91					
	旧国分市	2～3, 7, 16～18, 25～26, 28～29, 31～36, 39～41, 45, 47～48, 50, 67～68, 76～78, 85, 87, 92～94, 96～97, 102	36.56					
	旧溝辺町	6, 10, 13, 15, 16, 19, 23, 25, 26, 28, 30, 32, 34～37, 42, 44, 46	21.89					
	旧横川町	3～5, 8, 18, 22～24, 29, 50, 52, 54, 55, 58～60, 63, 67, 70, 71, 73～75, 80	20.58					
	旧牧園町	8, 9, 15, 16, 18, 25, 31, 33, 34, 38, 44, 48, 55, 60, 62, 63, 72, 79, 81, 83, 92, 103～105, 108, 109, 111, 113, 117, 127, 128, 130, 131	28.31					
	旧霧島町	1～4, 6～9, 25, 26, 28, 29, 33, 34, 42, 44, 46, 47, 49, 55～57	32.13					
	旧隼人町	6～8, 10, 11, 15, 17, 19, 20, 24, 25, 27, 29, 37～40, 45, 50, 51	36.98					
	旧福山町	1～4, 8, 20, 22, 27, 28, 31, 38, 41, 43, 45, 48～51, 55～58, 61, 63, 73, 74, 78	24.46					
	始良市		47.14					
	旧加治木町	2～5, 7, 12, 13, 15, 21～24, 26, 27, 29, 30, 33, 35, 38, 41, 45	18.20					
	旧始良町	2, 5, 8, 10, 23～25, 27, 37, 40, 41, 47, 48, 55, 60, 68, 74, 76, 77, 78, 80, 81, 83, 85～89, 95, 96, 111, 112	17.87					
	旧蒲生町	2, 4, 5, 18, 27, 36, 46, 54～56, 60, 62, 63, 65, 69, 73, 74, 84, 85	11.07					
	湧水町		52.27					
	旧栗野町	1, 3, 6, 8, 14, 17～21, 23, 28, 30, 38, 39, 45, 47, 48, 50, 53, 54, 59, 65, 67, 69	28.66					
	旧吉松町	4, 7～9, 11～13, 15～17	23.61					
	防風保安林	計		13.04	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
		霧島市		2.32				
		旧霧島町	23, 24, 27	2.32				
		始良市		1.62				
旧始良町		110	1.62					
湧水町		9.10						
旧栗野町		13	3.06					
旧吉松町	18	6.04						

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
干害防備保安林	計		164.17	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。	
	霧島市		103.83				
	旧国分市	3, 5	7.04				
	旧溝辺町	9, 19, 26, 29, 30, 40, 43, 44	10.03				
	旧横川町	3, 4, 8, 11, 72	14.25				
	旧牧園町	13, 65, 81, 82	12.43				
	旧霧島町	20, 22, 23	27.01				
	旧隼人町	30, 32, 34	23.88				
	旧福山町	11, 45	9.19				
	始良市		27.69				
	旧加治木町	38, 39, 44	1.44				
	旧始良町	48, 82	24.87				
	旧蒲生町	82	1.38				
	湧水町		32.65				
旧栗野町	52, 54, 58	32.65					
落石防備保安林	計		27.20	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	霧島市		24.06				
	旧牧園町	60, 61	8.16				
	旧隼人町	40	15.18				
	旧福山町	1	0.72				
	始良市		3.14				
	旧加治木町	41, 45	2.44				
旧始良町	110	0.70					
保健保安林	計		443.64	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	霧島市		356.39				
	旧国分市	40, 67, 83	30.14				
	旧溝辺町	22	97.56				
	旧牧園町	52, 76	9.80				
	旧霧島町	18	217.51				
	旧福山町	45	1.38				
	始良市		87.25				
	旧加治木町	23~25	3.10				
	旧始良町	110	1.57				
旧蒲生町	33, 34, 36	82.58					
砂防指定地	計		2,359.54	砂防法により知事の許可が必要である。			
	霧島市		1,497.36				
	旧国分市	1~8, 11~12, 15~19, 22, 25, 27~29, 33, 54, 61, 64, 66, 90, 92~94, 100, 102, 105	274.49				
	旧溝辺町	1~3, 5~10, 16, 17, 28, 30, 31, 42~44	167.69				
	旧横川町	5, 6, 10, 12, 20, 21, 25, 33, 36, 37, 39, 41, 53~55, 58	97.27				
	旧牧園町	5, 7~9, 23, 31, 33~35, 37, 38, 40, 42, 43, 54, 69, 72, 77, 82~84, 86, 90, 91, 93, 110, 112, 115~118, 120~129	324.92				
	旧霧島町	1, 8, 11, 15, 19, 21, 24~26, 28, 33, 44, 46~49, 54	123.15				
	旧隼人町	3, 7, 9, 14~18, 22, 24~27, 29, 37, 47	122.80				
	旧福山町	1~6, 8, 10, 12~17, 20, 28, ~30, 33~37, 39~43, 45, 47, 48, 50, 51, 55~63, 65~78	387.04				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
砂防指定地	始良市		594.31	砂防法により知事の許可が必要である。			
	旧加治木町	18, 20, 24~26, 30, 32~34, 36, 38, 39, 42, 43, 45~47	64.51				
	旧始良町	15, 36, 37, 39, 48, 50, 81, 82, 96, 100, 101, 103, 106, 108, 109, 111, 112, 113	454.93				
	旧蒲生町	15, 17, 19, 20, 26~28, 31, 32, 36, 38, 47, 48, 55, 61, 77, 83	74.87				
	湧水町		267.87				
	旧栗野町	3~14, 16, 19, 20, 30, 31	96.29				
	旧吉松町	3, 6, 7, 9, 11, 13, 15~18	171.58				
	計						9.12
霧島市		9.12					
旧霧島町	18	9.12					
国立公園特別保護地区	計		726.16	1 標準伐期齢に見合う林齢に達した林分は主伐することができる。 (1) 主伐は択伐によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐によるものとする。 (3) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (4) 皆伐による場合の1伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、伐区内の樹冠の水平投影面積が10分の3以上で保存木を残す場合又は車道、歩道集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (5) 区分皆伐による場合の伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。この場合においてもつとめて分散させる。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	霧島市		669.22				
	旧牧園町	35, 37, 86~88	244.64				
	旧霧島町	17~22	399.14				
	旧隼人町	1	25.44				
	始良市		17.43				
	旧始良町	110~113	17.43				
	湧水町		39.51				
	旧栗野町	4	39.51				
	国立公園第2種特別地域	計					726.16
霧島市		669.22					
旧牧園町		35, 37, 86~88	244.64				
旧霧島町		17~22	399.14				
旧隼人町		1	25.44				
始良市		17.43					
旧始良町		110~113	17.43				
湧水町		39.51					
旧栗野町		4	39.51				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園第3種特別地域	計		184.63	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。			
	霧島市		184.63				
	旧牧園町	33, 34	51.89				
	旧霧島町	11~13, 15, 16, 19~23	132.74				
国立公園普通地域	計		1,038.50	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。			
	霧島市		937.04				
	旧牧園町	34, 37, 38, 40, 85~87, 89~91, 123, 125	431.84				
	旧霧島町	12~15, 19~23	505.20				
	湧水町		101.46				
	旧栗野町	4, 7, 10, 11, 13	101.46				
県立自然公園第2種特別地域	計		11.50	国立公園第2種特別地域に準じる。			
	始良市		11.50				
	旧始良町	83, 85	4.13				
	旧蒲生町	90	7.37				
県立自然公園普通地域	計		258.71	国立公園普通地域に準じる。			
	始良市		258.71				
	旧始良町	76~80, 82~85, 110~113	211.02				
	旧蒲生町	85, 90	47.69				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地等	計		4.57	文化財保護法第81条第1項による。		文化財保護法第64条第1項及び同法第81条第1項の適用。	
	霧島市		4.57				
	旧国分市	83, 84	4.57				
急傾斜地崩壊危険区域	計		308.86	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。			
	霧島市		245.69				
	旧国分市	2, 9, 21, 24~26, 29, 54, 56, 85~88	82.50				
	旧溝辺町	14, 25, 26, 34, 37	7.17				
	旧横川町	22, 58, 63, 64, 67, 70, 71, 73	26.72				
	旧牧園町	5, 21, 50, 54~56, 59, 60, 95, 96, 98, 99, 104, 128, 130	46.31				
	旧霧島町	1~3, 6, 8, 29, 33, 55, 57	38.31				
	旧隼人町	5, 8, 9, 14, 20, 38, 40, 43, 45~48, 50, 51	41.31				
	旧福山町	2, 5, 7, 10	3.37				
	始良市		50.92				
	旧加治木町	1, 18, 21, 34, 39, 41	19.48				
	旧始良町	79	2.73				
	旧蒲生町	36, 67, 83, 84, 86, 91	28.71				
	湧水町		12.25				
	旧栗野町	6, 8, 14, 20, 31, 47, 50, 67, 68	8.31				
旧吉松町	8, 9, 12, 16	3.94					

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項

特になし

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 比 率 ②/①×100
		②総 数	国 有 林	民 有 林	
総 数	97,872	66,530	(454) 11,610	54,921	68
霧 島 市	60,318	40,813	(89) 7,387	33,426	68
始 良 市	23,125	15,534	(0) 824	14,710	67
湧 水 町	14,429	10,184	(365) 3,398	6,785	71

- (注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。
 2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
 3 国有林の()は、その他省庁所管で、内数。

資料：区域面積 平成30年鹿児島県統計年鑑(令和元年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和2年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(令和2年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(令和2年3月31日現在)

(2) 地況

ア 気候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主 風 の方向
	最 高	最 低	年平均		
溝 辺	33.9	-4.6	16.5	2,689.0	南
牧 之 原	32.5	-2.2	15.8	2,965.5	東南東

資料：気象庁 気象データ (令和元年)

イ 地勢

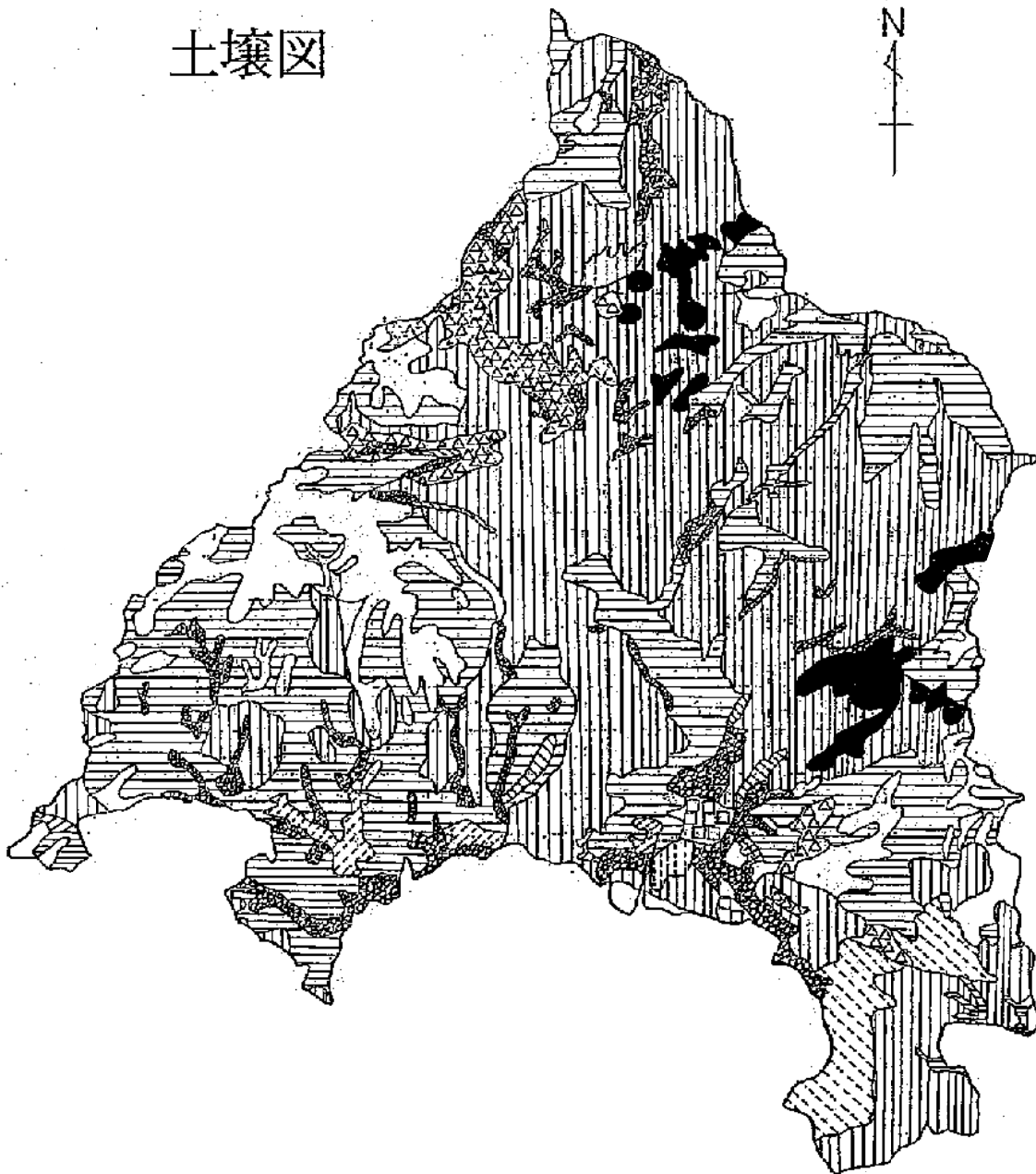
I 計画の大綱

- 1 自然的, 社会的経済的背景の位置付け
 (2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

ウ 地質, 土壌等

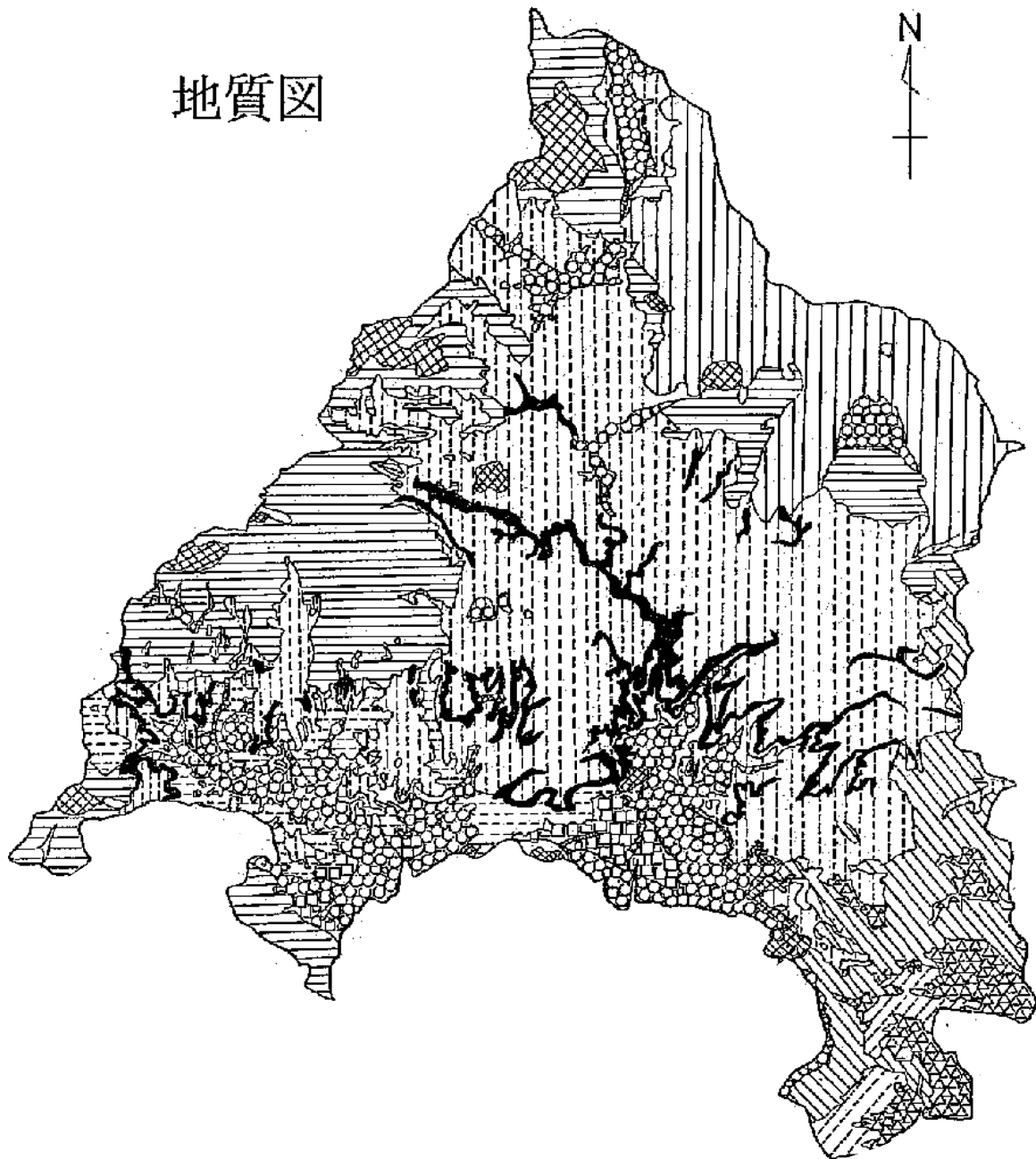
次頁に掲載

土壤図



	厚層黒ボク土壤			粗粒グライ土壤		粗粒灰色低地土壤
	黒ボク土壤			乾性褐色森林土壤 (黄褐色)		細粒灰色低地土壤
	褐色森林土壤			粗粒風化火山 掘出物未熟土		多湿黒ボク土壤
	灰色低地土壤			グライ土壤		湿性褐色森林土壤
	粗粒火山掘出物 未熟土			黄色土壤		

地質図



○●○	角閃石安山岩および 含角閃石輝石安山岩	○●○	沖積層および海浜砂層
	輝石安山岩玄武石 (火山放出物を含む)		四万十層群 (時代未詳中生層)
△△△	始良火山大隅軽石流及び大 隅降下石層(シラス)	△△△	国分層群, 永野層 吉田貝化石層, その他
	始良火山カルデラ 軽石流(シラス)		
■	溶結凝灰岩 (関係未詳を含む)	□□□	扇状地, 段丘推積層
	輝石安山岩		
	角閃石安山岩		
	始良層		
	桜島火山放出物(軽石) 分布範囲		

(3) 土地利用の現況

区 分	区域面積	森 林	単位 面積 : ha				
			農 地			そ の 他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数	97,872	66,530	5,500	2,683	2,818	25,842	4,942
霧 島 市	60,318	40,813	3,412	1,254	2,158	16,093	3,000
始 良 市	23,125	15,534	942	784	158	6,649	1,526
湧 水 町	14,429	10,184	1,146	645	502	3,099	416

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料 森林: 森林経営課

農地: 2015年世界農林業センサス(平成29年12月)

区域面積・宅地: 平成30年鹿児島県統計年鑑(令和元年12月刊行)

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農 業	林 業	水産業		
総 数	791,899	17,445	15,774	1,336	335	303,952	470,502
霧 島 市	577,714	13,285	12,234	830	222	261,256	303,173
始 良 市	187,217	2,909	2,507	290	112	38,541	145,767
湧 水 町	26,968	1,251	1,033	216	1	4,155	21,562

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計が一致しない場合がある。
資料：平成29年度市町村民所得推計報告書（令和2年5月）

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農 業	林 業	水産業		
総 数	98,081	4,965	4,467	354	144	23,017	70,099
霧 島 市	58,235	3,152	2,829	214	109	15,319	39,764
始 良 市	35,247	1,040	925	85	30	6,637	27,570
湧 水 町	4,599	773	713	55	5	1,061	2,765

資料：平成29年度市町村民所得推計報告書（令和2年5月）

2 森林の現状

(1) 齢級別森林資源表

区 分			総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4					
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量			
人	成	育	針	す ぎ	21,053.65	11,230,101	191,475	337.97		421.31	4,763	264.25	38,770	2,873	182.28	37,598	2,034			
				ひ の き	10,917.85	3,793,027	69,679	52.04		35.47	26	24.12	2,169	160	23.50	2,947	169			
				ま つ	156.59	46,157	284	0.10												
				そ の 他 針	26.64	6,176	46	0.33		2.00		1.88	145	9	0.63	59	5			
		層	林	広	葉	く す	69.65	9,894	2				0.17	5	1	0.42	30			
						く ぬ ぎ	1,378.20	160,785	2,098	34.05	54	65.75	1,087	286	70.94	3,169	458	40.47	3,248	223
						い じ ゅ	0.14	18												
						も く ま お	0.79	86	1				0.24	9	1					
				樹	そ の 他 広	211.70	24,732	414	8.75	71	3.88	72	17	9.27	457	65	13.16	1,035	77	
					広 計	1,660.48	195,515	2,515	42.80	125	69.63	1,159	303	80.62	3,640	525	54.04	4,313	300	
					育 成 単 層 林 計	33,815.21	15,270,976	263,999	433.23		125	528.41	1,159	5,092	370.86	44,724	3,567	260.45	44,917	2,508
					工	成	育	針	す ぎ	81.56	12,237	419				0.66	52	3	8.36	1,058
		ひ の き	14.74	1,402	43											0.25	13	1		
		ま つ	30.52	5,775	94											2.09	155	10		
		そ の 他 針	1.51	142	5															
		層	林	広	葉		く す	2.00	95	7							1.66	84	7	
							く ぬ ぎ	2.79	141	3										
い じ ゅ																				
も く ま お																				
樹	そ の 他 広			16.29	941		37								6.02	352	25			
	広 計			21.08	1,177		47								7.68	436	32			
	育 成 複 層 林 計			118.69	14,958		514						0.66	52	3	16.04	1,494	92		
	人			117.32	35,088		478						0.66	52.00	3.00	16.04	1,494.00	92.00		
工	33,932.53	15,306,064.00	264,477.00	433.23			125.00	528.41	1,159.00	5,092.00	370.86	44,724.00	3,567.00	260.70	44,930.00	2,509.00				
天	成	育	針	ま つ																
				そ の 他 針																
				針 計																
				広	0.03		4													
		層	林	広	葉	く す	789.01	92,016	1,550	0.80	7	27.98	571	148	64.09	2,815	443	49.64	3,883	299
						く ぬ ぎ														
						い じ ゅ														
						も く ま お														
				樹	そ の 他 広	1.41	134	5						0.11	5	1	0.71	47	4	
					広 計	790.45	92,154	1,555	0.80	7	27.98	571	148	64.20	2,820	444	50.35	3,930	303	
					育 成 単 層 林 計	790.45	92,154	1,555	0.80	7	27.98	571	148	64.20	2,820	444	50.35	3,930	303	
					林	成	育	針	ま つ											
		そ の 他 針																		
		針 計																		
		広																		
		層	林	広	葉		く す													
							く ぬ ぎ													
い じ ゅ																				
も く ま お																				
樹	そ の 他 広			12.38	1,659		4						0.28	15	3					
	広 計			12.38	1,659		4						0.28	15	3					
	育 成 複 層 林 計			12.38	1,659		4						0.28	15	3					
	林			成	育		針	ま つ	233.11	71,336	64	1.28								
そ の 他 針	1.48	673	15																	
針 計	234.59	72,009	79					1.28												
広																				
層	林	広	葉		く す															
					く ぬ ぎ		111.25	14,834	74			0.23	2	1	0.07	3	1.38	124	8	
					い じ ゅ															
					も く ま お															
		樹	そ の 他 広		15,677.97	1,986,896	10,976	441.64	1,476	661.41	8,305	2,353	457.26	22,291	2,997	276.77	23,548	1,454		
			広 計		15,789.22	2,001,730	11,050	441.64	1,476	661.64	8,307	2,354	457.33	22,294	2,997	278.15	23,672	1,462		
			天 然 生 林 計		16,023.81	2,073,739	11,129	442.92	1,476	661.64	8,307	2,354	457.33	22,294	2,997	278.15	23,672	1,462		
			天 然 林 計		16,826.64	2,167,552	12,688	444	1,483	690	8,878	2,502	522	25,129	3,444	329	27,602	1,765		
竹	2,577.06	1,045,927	(内訳) モウソウチク 1,854.21 ha 927,608 束, マダケ 405.05 ha 101,869 束, ホテイチク 271.84 ha 14,069 束, マダケ 43.74 ha 2,268 束,																	
未 立 木 地 等	1,503.56	(内訳) 伐採跡地 927.15 ha, 未立木地 576.41 ha																		
更 新 困 難 地	81.11	(内訳) 崩壊地 7.38 ha, 刈上敷地 2.01 ha, 風衝地 63.95 ha, 岩石地 7.77 ha, そてつ地 0.00 ha																		
合 計	118.69	14,958.00	514.00		876.95		1,608.00	1,218.04	10,037.00	7,594.00	0.66	52.00	3.00	16.04	1,494.00	92.00				
再掲特殊樹林	つ ば き	0.31	43																	
	し ゃ り ん ば い	2.13	262	2			0.29	7	2											

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

区 分			齢級11			齢級12			齢級13			齢級14			齢級15					
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量			
人	育 成 単 層 林	針 葉 樹	す ぎ	3,269.31	1,873,346	29,705	2,927.81	1,803,719	24,424	2,116.34	1,397,316	17,550	1,430.49	995,722	10,828	702.43	496,472	5,504		
			ひ の き	2,543.55	938,122	16,623	1,622.24	647,773	9,808	832.67	358,679	4,919	271.35	123,942	1,518	81.96	38,209	471		
			ま つ	20.44	5,647	58	37.06	10,666	106	24.31	7,300	54	29.03	9,001	25	2.47	768			
			針 計	5,833.30	2,817,115	46,386	4,588.59	2,462,585	34,341	2,973.73	1,763,419	22,524	1,731.53	1,128,867	12,371	786.90	535,458	5,975		
		広 葉 樹	く す				1.99	283					64.83	9,271						
			く ぬ ぎ	25.02	3,505	6	10.92	1,544	1	12.12	1,727	3	7.51	1,074		1.66	237			
			い じ ゅ																	
			針 計	10.95	1,540	1	20.18	2,842		4.02	574		5.11	731		0.38	54			
		育 成 単 層 林 計	36.53	5,122	7	33.09	4,669	1	16.14	2,301	3	77.45	11,076		2.04	291				
		工	育 成 複 層 林	針 葉 樹	す ぎ	5,869.82	2,822,237	46,393	4,621.68	2,467,254	34,342	2,989.87	1,765,720	22,527	1,808.98	1,139,943	12,371	788.93	535,749	5,975
					ひ の き	0.30	112	1	11.73	4,410	59	13.73	4,634	54	7.28	2,683	29	12.91	4,537	54
					ま つ	11.58	3,439	52	4.75	1,047	16	4.62	1,164	17	0.79	212	2	1.25	291	3
					針 計	0.30	112	1	16.48	5,457	75	18.35	5,798	71	8.07	2,895	31	14.16	4,828	57
				広 葉 樹	く す	23.88	5,283	85												
					く ぬ ぎ															
い じ ゅ																				
針 計	0.30				112	1														
育 成 複 層 林 計	23.88			5,283	85	16.48	5,457	75	18.35	5,798	71	8.07	2,895	31	14.16	4,828	57			
人 工 林 計	5,893.71			2,827,520.00	46,478.00	4,638.16	2,472,711.00	34,417.00	3,008.22	1,771,518.00	22,598.00	1,817.05	1,142,838.00	12,402.00	803.09	540,577.00	6,032.00			
天 然 林	育 成 単 層 林			針 葉 樹	ま つ															
					針 計															
					く す															
					針 計	32.32	4,520	10	6.32	891		2.63	375		4.58	654		0.05	7	
				広 葉 樹	く ぬ ぎ															
		い じ ゅ																		
		針 計																		
		針 計	32.32		4,520	10	6.32	891		2.63	375		4.58	654		0.05	7			
		育 成 単 層 林 計	32.32	4,520	10	6.32	891		2.63	375		4.58	654		0.05	7				
		天 然 林	育 成 複 層 林	針 葉 樹	ま つ															
					針 計															
					く す															
					針 計	1.67	234		8.03	1,133		1.08	102		0.66	94				
				広 葉 樹	く ぬ ぎ															
					い じ ゅ															
針 計																				
針 計	1.67				234		8.03	1,133		1.08	102		0.66	94						
育 成 複 層 林 計	1.67			234		8.03	1,133		1.08	102		0.66	94							
天 然 林	天 然 生 林			針 葉 樹	ま つ	2.09	582	6	13.18	3,594	25	7.18	2,192	14	16.70	5,178	10	1.53	477	
					針 計	0.20	69	1	0.08	51	1									
					針 計	2.28	651	7	13.26	3,645	26	7.18	2,192	14	16.70	5,178	10	1.53	477	
					針 計															
				広 葉 樹	く す															
					く ぬ ぎ	4.91	692		1.95	272		1.32	189		2.54	364				
		い じ ゅ																		
		針 計	2,103.41		295,194	253	2,253.22	318,633	213	1,494.41	212,631	153	1,516.85	216,734		957.92	136,888			
		天 然 生 林 計	針 計	2,108.32	295,886	253	2,255.17	318,905	213	1,495.74	212,820	153	1,519.40	217,098		957.92	136,888			
			針 計	2,110.60	296,537	260	2,268.43	322,550	239	1,502.91	215,012	167	1,536.09	222,276	10	959.45	137,365			
			針 計	2,145	301,291	270	2,283	324,574	239	1,507	215,489	167	1,541	223,024	10	960	137,372			
			針 計																	
		竹 林																		
		未 立 木 地 等																		
		更 新 困 難 地																		
合 計			0.30	112.00	1.00	6,920.94	2,797,285.00	34,656.00	4,514.84	1,987,007.00	22,765.00	3,358.38	1,365,862.00	12,412.00	1,762.59	677,949.00	6,032.00			
再掲特殊樹林	つ ば き					0.04	6					0.09	13							
	し ゃ り ん ば い																			

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。
資料：森林経営課

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	54,921	50,759	32,507	18,253	33,933	32,272	1,660	33,815	32,155	1,660	117	117	0
	材 積	17,474	17,474	15,183	2,291	15,306	15,111	196	15,271	15,075	196	35	35	0
	成長量	277	277	262	15	264	262	3	264	261	3	0	0	0
普通林	面 積	42,188	38,640	24,665	13,975	25,971	24,638	1,332	25,892	24,560	1,332	78	78	-
	材 積	13,420	13,420	11,676	1,744	11,825	11,668	157	11,801	11,644	157	24	24	-
	成長量	215	215	203	12	205	203	2	204	203	2	0	0	-
制限林	面 積	12,733	12,119	7,842	4,277	7,962	7,634	328	7,923	7,595	328	39	39	-
	材 積	4,054	4,054	3,507	547	3,481	3,443	39	3,470	3,431	39	11	11	-
	成長量	62	62	59	3	60	59	1	60	59	1	0	0	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
16,827	235	16,592	790	0	790	12	0	12	16,024	235	15,789	2,577	1,504	927	576	81
2,168	72	2,096	92	0	92	2	0	2	2,074	72	2,002	1,046	-	-	-	-
13	0	13	2	0	2	0	0	0	11	0	11	-	-	-	-	-
12,669	26	12,643	703	-	703	4	-	4	11,963	26	11,936	2,248	1,291	842	448	10
1,595	8	1,587	82	-	82	0	-	0	1,512	8	1,505	910	-	-	-	-
10	0	10	1	-	1	0	-	0	9	0	9	-	-	-	-	-
4,158	208	3,949	88	-	88	9	-	9	4,061	208	3,853	329	213	85	128	71
573	64	509	10	-	10	1	-	1	562	64	497	136	-	-	-	-
3	0	3	0	-	0	0	-	-	3	0	2	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		面積	材積	立 木 地																					
				総 数			人 工 林																		
							総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林												
				総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広										
総 数		54,921	17,474	50,759	17,474	32,507	15,183	18,253	2,291	33,933	15,306	32,272	15,111	1,660	196	33,815	15,271	32,155	15,075	1,660	117	35	117	35	-
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	伊 佐 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	-
	旧 大 口 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	-
	旧 菱 刈 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	-
	霧 島 市	33,426	10,867	31,290	10,867	20,537	9,515	10,753	1,352	21,609	9,596	20,305	9,443	1,304	153	21,529	9,574	20,225	9,421	1,304	80	23	80	23	-
	旧 国 分 市	6,698	2,508	6,274	2,508	4,841	2,327	1,433	181	5,077	2,356	4,840	2,326	30	153	5,046	4,809	237	30	153	31	8	31	8	-
	旧 溝 辺 町	2,857	961	2,634	961	1,851	858	783	103	1,947	869	1,850	858	96	96	1,939	1,843	96	96	7	7	7	7	-	
	旧 横 川 町	4,523	1,359	4,172	1,359	2,707	1,176	1,465	183	3,022	1,214	2,705	1,175	316	38	3,020	2,704	316	38	316	1	0	1	0	-
	旧 牧 園 町	7,741	2,252	7,288	2,252	4,110	1,833	3,178	419	4,461	1,870	4,073	1,821	48	48	4,459	4,071	388	48	48	2	0	2	0	-
	旧 霧 島 町	4,152	1,319	3,897	1,319	2,683	1,171	1,214	149	2,652	1,129	2,492	1,111	18	18	2,652	2,492	160	18	160	0	0	-	-	
	旧 隼 人 町	3,413	992	3,191	992	1,634	801	1,557	191	1,706	807	1,634	801	72	6	1,690	1,618	72	6	72	16	3	16	3	-
	旧 福 山 町	4,041	1,475	3,834	1,475	2,711	1,349	1,123	126	2,745	1,351	2,711	1,349	34	2	2,721	2,687	34	2	34	24	9	24	9	-
	始 良 市	14,710	4,483	13,296	4,483	7,609	3,789	5,687	694	7,786	3,810	7,609	3,789	177	20	7,755	7,578	177	20	177	32	11	32	11	-
	旧 加 治 木 町	2,392	761	2,110	761	1,230	640	879	121	1,268	645	1,230	640	38	4	1,260	1,222	38	4	38	8	2	8	2	-
	旧 始 良 町	6,731	1,846	6,152	1,846	3,344	1,543	2,807	302	3,438	1,555	3,344	1,543	93	11	3,430	3,336	93	11	93	8	3	8	3	-
	旧 蒲 生 町	5,587	1,877	5,035	1,877	3,035	1,606	2,000	271	3,081	1,610	3,035	1,606	46	5	3,065	3,019	46	5	46	15	5	15	5	-
	湧 水 町	6,785	2,124	6,173	2,124	4,360	1,878	1,812	245	4,537	1,900	4,358	1,878	179	22	4,532	4,353	179	22	179	5	2	5	2	-
	旧 栗 野 町	4,946	1,605	4,532	1,605	3,211	1,425	1,321	180	3,320	1,438	3,209	1,425	111	14	3,315	3,204	111	14	111	4	1	4	1	-
	旧 吉 松 町	1,839	518	1,640	518	1,149	453	491	65	1,217	462	1,149	453	68	8	1,217	1,148	68	8	68	1	0	1	0	-

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
16,827	235	16,592	790	-	790	12	-	12	16,024	235	15,789	2,577	1,504	927	576	81
2,168	72	2,096	92	-	92	2	-	2	2,074	72	2,002	1,046	-	-	-	-
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
9,681	232	9,449	768	-	768	11	-	11	8,902	232	8,670	1,068	989	629	360	78
1,271	72	1,199	89	-	89	2	-	2	1,180	72	1,108	417	-	-	-	-
1,197	1	1,196	0	-	0	1	-	1	1,196	1	1,195	120	298	228	70	5
151	0	151	0	-	0	0	-	0	151	0	151	39	-	-	-	-
687	0	687	27	-	27	2	-	2	658	0	658	161	61	27	33	2
92	0	92	3	-	3	0	-	0	89	0	89	73	-	-	-	-
1,150	2	1,149	235	-	235	0	-	-	916	2	914	208	139	59	80	4
146	1	145	23	-	23	0	-	-	123	1	122	74	-	-	-	-
2,828	37	2,791	256	-	256	8	-	8	2,564	37	2,527	268	183	98	85	1
382	11	371	32	-	32	1	-	1	349	11	337	101	-	-	-	-
1,245	191	1,054	37	-	37	0	-	-	1,208	191	1,017	82	110	64	46	62
190	59	131	5	-	5	0	-	-	185	59	126	35	-	-	-	-
1,485	0	1,484	213	-	213	0	-	-	1,272	0	1,271	157	63	36	27	1
185	0	185	27	-	27	0	-	-	158	0	158	76	-	-	-	-
1,089	0	1,089	0	-	-	1	-	1	1,089	-	1,089	72	134	116	18	2
124	0	124	0	-	-	0	-	0	124	-	124	19	-	-	-	-
5,510	0	5,510	3	-	3	1	-	1	5,505	-	5,505	1,083	328	194	134	3
673	0	673	0	-	0	0	-	0	673	-	673	461	-	-	-	-
841	0	841	1	-	1	0	-	-	841	-	841	234	46	6	40	2
116	0	116	0	-	0	0	-	-	116	-	116	95	-	-	-	-
2,714	0	2,714	2	-	2	1	-	1	2,711	-	2,711	434	145	101	44	-
291	0	291	0	-	0	0	-	0	290	-	290	189	-	-	-	-
1,954	0	1,954	1	-	1	0	-	-	1,954	-	1,954	414	137	86	51	1
266	0	266	0	-	0	0	-	-	266	-	266	177	-	-	-	-
1,636	3	1,633	19	-	19	0	-	-	1,617	3	1,614	426	187	105	82	0
224	0	223	3	-	3	0	-	-	221	0	221	168	-	-	-	-
1,213	3	1,210	8	-	8	0	-	-	1,204	3	1,202	290	123	85	39	0
167	0	167	1	-	1	0	-	-	166	0	165	113	-	-	-	-
423	0	423	11	-	11	0	-	-	412	-	412	136	63	20	43	-
57	0	57	1	-	1	0	-	-	55	-	55	55	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	54,921	50,759	32,507	18,253	33,933	32,272	1,660	33,815	32,155	1,660	117	117	0
	材 積	17,474	17,474	15,183	2,291	15,306	15,111	196	15,271	15,075	196	35	35	0
県有林	面 積	1,421	1,357	1,040	317	1,060	1,040	20	1,049	1,030	20	10	10	-
	材 積	506	506	465	41	467	465	2	464	462	2	3	3	-
市町村有林	面 積	5,312	5,113	2,834	2,279	3,071	2,829	242	3,048	2,806	242	23	23	-
	材 積	1,574	1,574	1,273	301	1,301	1,271	30	1,296	1,266	30	5	5	-
私有林	面 積	48,188	44,288	28,632	15,656	29,802	28,403	1,399	29,718	28,319	1,399	84	84	-
	材 積	15,394	15,394	13,445	1,949	13,538	13,375	163	13,510	13,347	163	27	27	-

(注) 1 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	要人 工植 栽地	更新 困難 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
16,827	235	16,592	790	0	790	12	0	12	16,024	235	15,789	2,577	1,585	1,504	81
2,168	72	2,096	92	0	92	2	0	2	2,074	72	2,002	1,046	-	-	-
298	0	298	2	-	2	0	-	-	296	-	296	21	43	35	8
39	0	39	0	-	0	0	-	-	39	-	39	7	-	-	-
2,043	6	2,037	143	-	143	1	-	1	1,899	6	1,893	101	98	97	1
273	2	271	17	-	17	0	-	0	256	2	254	36	-	-	-
14,486	229	14,257	645	-	645	12	-	12	13,829	229	13,600	2,456	1,444	1,372	72
1,856	70	1,786	75	-	75	2	-	2	1,779	70	1,709	1,004	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林													保 安 施 設	砂 防 指 定 地	国 立		
	水 源 か ん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	飛 砂 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	潮 害 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	落 石 防 止 保 安 林	魚 つ き 保 安 林	航 行 保 安 林	保 健 保 安 林	風 致 保 安 林	計			特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域
総 数	7,917.88	(135.80) 972.83	(3.34) 296.98		13.04		(1.22) 162.95	27.20			(438.07) 5.57		(578.43) 9,396.45	(618.37) 1,741.17	(9.12)		(455.54) 270.62	
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	伊 佐 市																	
	旧 大 口 市																	
	旧 菱 刈 町																	
	霧 島 市	3,444.26	(27.76) 716.37	(3.33) 197.58		2.32	(1.22) 102.61	24.06			(354.50) 1.89		(386.81) 4,489.09	(300.36) 1,197.00	(9.12)		(431.49) 237.73	
	旧 国 分 市	780.01	(26.09) 163.90	(1.72) 34.84			7.04				(30.14) 1.89		(57.95) 985.79	(28.65) 245.84				
	旧 溝 辺 町	372.31	(1.29) 156.59	21.89			10.03				(95.67) 1.89		(96.96) 562.71	(40.75) 126.94				
	旧 横 川 町	463.07	43.25	(0.15) 20.43			14.25						(0.15) 541.00	(13.98) 83.29				
	旧 牧 園 町	1,238.19	45.45	28.31			12.43	8.16			(9.80)		(9.80) 1,332.54	(121.28) 203.64			(222.96) 21.68	
	旧 霧 島 町	226.88	25.63	32.13		2.32	(1.22) 25.79				(217.51)		(218.73) 312.75	(2.46) 120.69	(9.12)		(208.53) 190.61	
	旧 隼 人 町	4.57	135.50 (0.38)	36.98 (1.46)			23.88	15.18					216.11 (3.22)	106.94 (77.38)			25.44	
	旧 福 山 町	359.23	146.05 (91.43)	23.00 (0.01)			9.19	0.72			(1.38)		538.19 (175.01)	309.66 (293.40)				
	始 良 市	3,668.99	183.91	47.13		1.62	27.69	3.14			(83.57) 3.68		(175.01) 3,936.16	(293.40) 300.91			(1.05) 16.38	
	旧 加 治 木 町	162.00	100.12 (91.43)	18.20 (0.01)			1.44	2.44			3.10 (1.57)		287.30 (93.01)	53.41 (261.60)			(1.05) 16.38	
	旧 始 良 町	1,976.55	66.72	17.86		1.62	24.87	0.70					2,088.32 (82.00)	193.33 (20.70)			16.38	
	旧 蒲 生 町	1,530.44	17.07	11.07			1.38				0.58		1,560.54 (16.61)	54.17 (24.61)			(23.00) 16.51	
	湧 水 町	804.63	72.55 (16.61)	52.27		9.10	32.65						971.20 (16.61)	243.26 (13.25)			16.51	
	旧 栗 野 町	592.09	24.53	28.66		3.06	32.65						680.99 (11.36)	83.04 (160.22)			(23.00) 16.51	
	旧 吉 松 町	212.54	48.02	23.61		6.04							290.21	160.22				
	小 計	7,917.88	(135.80) 972.83	(3.34) 296.98		13.04		(1.22) 162.95	27.20			(438.07) 5.57		(578.43) 9,396.45	(618.37) 1,741.17	(9.12)		(455.54) 270.62

(注)表中の()書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料:森林経営課

自然公園														自然環境保全地域	鳥獣保護区による特別区別	都市計画法による風区致	文化財保護法による史跡名勝天然記念物等にかかると指定地	急傾斜地崩壊危険区域	合計		
公園			国定公園					県立自然公園													
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計								
(30.03) 154.60	(433.08) 605.42	(927.77) 1,030.64							11.50			(8.31) 250.40	(8.31) 261.90					4.57	(10.67) 298.19	(2,143.55) 12,732.92	
(30.03) 154.60	(399.77) 537.27	(870.41) 929.60																4.57	(2.25) 243.44	(1,559.83) 6,863.70	
																		4.57	82.50	1,318.70	
																			7.17	696.82	
																			(0.09)	(14.22)	
(7.04) 44.85	(333.05) 98.79	(563.05) 165.32																	(1.14)	(695.27)	
(22.99) 109.75	(66.72) 438.48	(307.36) 738.84																	(0.80)	(529.35)	
		25.44																	37.51	1,209.79	
																				(15.86)	
																			41.31	389.80	
																			(0.22)	(80.82)	
		(1.05) 16.38										(8.31) 250.40	(8.31) 261.90						3.15	851.00	
									11.50										(6.78)	(484.55)	
																			44.14	4,559.49	
																				(2.34)	
		(1.05) 16.38										(4.20) 206.82	(4.20) 210.95						17.14	357.85	
									4.13										(2.73)	(362.59)	
												(4.11) 43.58	(4.11) 50.95						27.00	1,692.66	
	(33.31) 68.15	(56.31) 84.66							7.37										(1.71)	(108.52)	
																			27.00	1,692.66	
																			(1.64)	(99.17)	
	(33.31) 68.15	(56.31) 84.66																	10.61	1,309.73	
																			(0.26)	(86.43)	
																			8.05	856.74	
																			(1.38)	(12.74)	
																			2.56	452.99	
(30.03) 154.60	(433.08) 605.42	(927.77) 1,030.64							11.50			(8.31) 250.40	(8.31) 261.90						4.57	(10.67) 298.19	(2,143.55) 12,732.92

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総数
総数	11,260	3,799	117	6	268	2,023	17,474
人工林	11,259	3,799	46	6	161	35	15,306
天然林	1	0	71	0	107	1,989	2,168

(注) 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

資料：森林経営課

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位：ha

区分	荒廃地	荒廃危険地
総数	722	3,606
霧島市	504	2,306
始良市	123	933
湧水町	95	368

(注) 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

資料：森づくり推進課 山地災害危険地区調査結果（令和元年度末）

(9) 森林の被害

単位 面積 : ha, 材積 : m³

区分	火		災		気		象		災		松		い		虫		イ		ノ		シ		シ		カ			
	H29年度 件数	H29年度 面積	H30年度 件数	H30年度 面積	R元年度 件数	R元年度 面積	H29年度 件数	H29年度 面積	H30年度 件数	H30年度 面積	R元年度 件数	R元年度 面積	H29年度 材積	H30年度 材積	R元年度 材積	R元年度 材積	H29年度 材積	H30年度 材積	R元年度 材積	R元年度 材積	H29年度 材積	H30年度 材積	R元年度 材積	R元年度 材積	H29年度 材積	H30年度 材積	R元年度 材積	R元年度 材積
総数	7	0.28	7	0.21	6	0.31	1	0.22	6	0.91	-	-	52	55	37	-	1.87	0.68	0.72	-	-	-	-	-	-	-	-	-
霧島市	6	0.24	4	0.07	3	0.08	1	0.22	2	0.32	-	-	50	52	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
始良市	-	-	3	0.14	3	0.23	-	-	2	0.30	-	-	2	3	1	-	1.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
湧水町	1	0.04	-	-	-	-	-	-	2	0.29	-	-	-	-	-	-	0.87	0.68	0.72	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 面積は、実損面積である。
資料: 森づくり推進課 森林被害報告年報

(10) 防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位:戸

区 分	総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総 数	4,003	3,067	568	257	105	6
霧 島 市	2,356	1,808	322	156	66	4
始 良 市	908	713	116	53	24	2
湧 水 町	739	546	130	48	15	-

資料:2010年世界農林業センサス(平成24年2月)

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数	123	20,792	51	3,869	72	16,923	
霧 島 市	64	14,034	28	2,779	36	11,255	
始 良 市	34	4,301	13	470	21	3,831	
湧 水 町	25	2,457	10	620	15	1,837	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があることにより、総数と内訳の計は、一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和元年度末現在)

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	-	-	-	-	
霧 島 市	-	-	-	-	
始 良 市	-	-	-	-	
湧 水 町	-	-	-	-	

(注)1 四捨五入の関係により総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和元年度末現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

(ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区 分	組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 森 林 面 積
総 数	3	14,711	39	185,927	42,935
霧 島 市	始 良 東 部	5,108	13	74,846	14,395
旧 国 分 市					
旧 霧 島 町					
旧 隼 人 町					
旧 福 山 町					
霧 島 市	始 良 西 部	5,012	12	63,148	15,951
旧 溝 辺 町					
始 良 市					
旧 加 治 木 町					
旧 始 良 町					
旧 蒲 生 町					
霧 島 市	北 始 良	4,591	14	47,933	12,589
旧 横 川 町					
旧 牧 園 町					
湧 水 町					
旧 栗 野 町					
旧 吉 松 町					

資料:平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月),環境林務課

(イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区 分	組 合 名	組 合 員 数	役職員数	出 資 金 総 額	組 合 経 営 森 林 面 積
総 数	4	999	40	70,812	456
霧 島 市		541	24	13,427	302
旧 国 分 市	上 之 段	111	15	9,987	135
旧 溝 辺 町	霧 島 市 溝 辺 町 麓	430	9	3,440	167
始 良 市		458	16	57,385	154
旧 加 治 木 町	小 山 田	247	9	8,785	71
	西 別 府	211	7	48,600	83

資料:平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月),環境林務課

イ 事業内容及び活動状況

区分	組合名	販		売		林		産		加		工		購		買		森		林		整		備		
		m ³ 一般用材	m ³ パルプ材 その他	m ³ 主伐	m ³ 間伐	m ³ 製材品	m ³ チップ	千本 山行苗木	Kg 肥料	ha 新植	ha 植	ha 保	ha 育													
霧	総数	3	11,208	-	20,126	39,796	-	-	198	3,187	73	366														
霧	島市																									
	旧国分市																									
	旧霧島町		834	-	8,579	6,151	-	-	106	1,695	38	273														
	旧隼人町																									
	旧福山町																									
霧	島市																									
	旧溝辺町																									
始	良市		10,120	-	11,547	12,194	-	-	51	780	21	39														
	旧加治木町																									
	旧始良町																									
	旧蒲生町																									
霧	島市																									
	旧横川町																									
	旧牧園町		254	-	-	21,451	-	-	41	712	14	54														
湧	水町																									
	旧栗野町																									
	旧吉松町																									

資料：平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月)，環境林務課

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	素材生産業	素材市場	木材・木製品製造業			備考
			製材業	プレカット加工	集成材加工	
総 数	42	2	13	1	-	
霧 島 市	25	1	9	1	-	
始 良 市	8	1	2	-	-	
湧 水 町	9	-	2	-	-	

(注) 製材業にはチップ工場も含む

資料：森林経営課(令和元年度末),かごしま材振興課(令和元年度末)

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員:人 延日数:日

区 分	組 合 名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合 計	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数	3	7	270	8	774	16	2,953	44	11,646	75	15,643
霧 島 市	始 良 東 部	6	249	6	573	2	347	8	2,012	22	3,181
旧国分市											
旧霧島町											
旧隼人町											
霧 島 市	始 良 西 部	1	21	-	-	13	2,428	20	5,009	34	7,458
旧溝辺町											
旧加治木町											
旧始良町											
霧 島 市	北 始 良	-	-	2	201	1	178	16	4,625	19	5,004
旧横川町											
旧牧園町											
湧 水 町											
旧栗野町											
旧吉松町											

資料:平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月), 環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数:人

区 分	組 合 名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	3	10	-	24	1	11	-	19	-	10	-	74	1
霧 島 市	始 良 東 部	3	-	3	1	5	-	2	-	8	-	21	1
旧国分市													
旧霧島町													
旧隼人町													
霧 島 市	始 良 西 部	4	-	15	-	2	-	11	-	2	-	34	-
旧溝辺町													
旧加治木町													
旧始良町													
霧 島 市	北 始 良	3	-	6	-	4	-	6	-	-	-	19	-
旧横川町													
旧牧園町													
湧 水 町													
旧栗野町													
旧吉松町													

資料:平成30事業年度森林組合の概況(令2年3月), 環境林務課

ウ 市町別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体数

区分	総数	生産量規模別			
		500m ³ 未満	500～ 2,000m ³	2,000～ 5,000m ³	5,000m ³ 以上
総数	42	23	5	4	10
霧島市	25	17	3	1	4
始良市	8	3	-	2	3
湧水町	9	3	2	1	3

資料:森林経営課(令和元年度末)

(7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機 械 種 名		適 用	数 量	備 考
索 道	索 道 重 力 式		1	
	索 道 動 力 式		11	
集 材 機	小 型 集 材 機	動力10PS未満	5	
	大 型 集 材 機	動力10PS以上	13	
モ ノ ケ ー ブ ル		ジグザグ集材施設	1	
リ モ コ ン ウ イ ン チ		リモコン, ラジコンによる可搬式木寄せ機	7	
自 走 式 搬 器			1	
モ ノ レ ー ル		懸垂式含む	-	
小 型 運 材 車		動力20PS未満のもの	6	
		動力20PS以上のもの	8	
ホ イ ー ル タ イ プ ° ト ラ ク タ		林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	4	
ク ロー ラ タ イ プ ° ト ラ ク タ		上記でクローラタイプのもの	-	
育 林 用 ト ラ ク タ		主として地拵等の育林作業用	-	
フ ォ ー ク リ フ ト			5	
フ ォ ー ク ロ ー ダ			-	
ク レ ー ン	運 材 機 能 な し	トラッククレーン, ホイルクレーン等	1	
	運 材 機 能 あ り	クレーン付きトラック	7	
グ ラ ッ プ ル	運 材 機 能 な し	グラップルローダ作業車	27	
	運 材 機 能 あ り	グラップルローダ付きトラック	10	
ト ラ ク タ シ ョ ベ ル		搬出, 育林用等に係わる土工用	4	
シ ョ ベ ル 系 掘 削 機 械		搬出, 育林用等に係わる土工用	32	
チ ェ ー ン ソ ー			194	
チ ェ ー ン ソ ー リ モ コ ン 装 置		リモコンチェーンソー架台	-	
刈 払 機		携帯式刈払機	135	
植 穴 堀 機			1	
動 力 枝 打 機		自動木登り式	-	
		背負い式等の上記以外のもの	-	
樹 木 粉 砕 機		伐倒木, 伐根, 枝条等を粉砕する機械	2	
苗 畑 用 ト ラ ク タ			1	
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ		立木を伐倒, 集積する自走式機械	-	
ス キ ッ ダ		牽引式集材専用のトラクタ	9	
プ ロ セ ッ サ		枝払い・玉切りする自走式機械	20	
ハ ー ベ ス タ		伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	6	
フ ォ ワ ー ダ		積載式集材専用車両	24	
タ ワ ー ヤ ー ダ		元柱を具備した自走式機械	-	
ス イ ン グ ヤ ー ダ		簡易索張方式に対応し, かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	10	
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	19	
グ ラ ッ プ ル ソ ー		巻立・玉切り自走式機械	5	

資料: 森林技術総合センター(平成31年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況
市町別作業道及び作業路線延長

単位：m

年 度	H27	H28	H29	H30	R元
総 数	45,437	40,936	65,437	54,387	46,412
霧 島 市	18,762	21,821	36,085	27,417	23,907
始 良 市	14,950	13,115	15,492	11,110	15,675
湧 水 町	11,725	6,000	13,860	15,860	6,830

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課，かごしま材振興課，森づくり推進課

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位： h a

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	その他	合計
5	0	222	40	267

- （注） 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。
 2 その他には道路敷、採石用地、ダム敷等を含む。
 3 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

（2）森林以外より森林への異動

単位： h a

原野	農用地	その他	合計
1	14	550	565

- （注） 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。
 2 四捨五入の関係により合計と内訳は一致しない場合がある。

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha, 材積：千m³

区分		1 分期 5 年		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数		1,372	1,567	1,556	1,498	1,465	1,457	1,464	1,477	
		針葉樹		1,328	1,509	1,491	1,433	1,400	1,392	1,399	1,412	
		広葉樹		44	58	65	65	65	65	65	65	
	主 伐	総 数		957	1,273	1,395	1,405	1,405	1,405	1,405	1,405	1,405
		針葉樹		913	1,215	1,330	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
		広葉樹		44	58	65	65	65	65	65	65	65
	間 伐	総 数		415	294	161	93	60	52	52	59	72
		針葉樹		415	294	161	93	60	52	52	59	72
		広葉樹		-	-	-	-	-	-	-	-	-
造林 面積	総 数		1,742	2,344	2,506	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	
	人工造林		1,220	1,660	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730	
	天然更新		522	684	776	785	785	785	785	785	785	
林道開設延長												

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第Ⅰ 分期	総 数		50,391	1,875	1,456	2,036	5,398	
	人工林	総 数	33,765	961	632	1,337	3,927	
		育成単層林	33,647	961	631	1,337	3,924	
		育成複層林	117		0		4	
	天然林	総 数	16,626	914	825	699	1,470	
		育成単層林	790	29	115	127	322	
		育成複層林	12		0	0	0	
		天然生林	15,823	885	710	572	1,148	
	第Ⅱ 分期	総 数		50,395	2,851	2,008	1,391	3,127
		人工林	総 数	33,719	2,240	898	758	2,110
育成単層林			33,506	2,231	898	755	2,103	
育成複層林			214	9		2	8	
天然林		総 数	16,676	611	1,110	634	1,016	
		育成単層林	843	53	92	111	224	
		育成複層林	93		3	5	11	
		天然生林	15,740	558	1,015	517	782	
第Ⅲ 分期		総 数		50,465	5,025	1,873	1,424	1,847
		人工林	総 数	33,725	4,305	959	606	1,172
	育成単層林		33,412	4,285	959	605	1,164	
	育成複層林		313	20		1	8	
	天然林	総 数	16,741	719	914	818	675	
		育成単層林	911	121	29	115	127	
		育成複層林	199		6	13	19	
		天然生林	15,630	599	879	691	528	
	第Ⅳ 分期	総 数		50,554	6,154	2,850	1,953	1,240
		人工林	総 数	33,740	5,287	2,239	855	633
育成単層林			33,363	5,263	2,230	854	627	
育成複層林			377	24	9	1	6	
天然林		総 数	16,814	868	611	1,098	607	
		育成単層林	988	145	53	92	111	
		育成複層林	306		12	27	24	
		天然生林	15,519	722	547	979	472	
第Ⅴ 分期		総 数		50,648	6,541	5,024	1,791	1,270
		人工林	総 数	33,762	5,624	4,305	893	489
	育成単層林		33,338	5,599	4,285	892	486	
	育成複層林		423	25	20	1	3	
	天然林	総 数	16,887	917	719	899	781	
		育成単層林	1,065	154	121	29	115	
		育成複層林	412		8	53	36	
		天然生林	15,410	763	591	817	631	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
12,335	14,863	7,797	2,777	795	623	435	17,422
9,493	10,476	4,757	1,283	421	303	173	15,250
9,480	10,436	4,731	1,261	417	295	173	15,215
12	40	26	22	5	8	0	35
2,842	4,387	3,040	1,494	374	319	261	2,172
152	39	7	0				92
0	10	2					2
2,690	4,339	3,031	1,494	374	319	261	2,078
7,925	14,625	10,861	4,943	1,342	620	703	18,041
6,014	10,823	7,188	2,395	652	351	291	15,763
5,988	10,769	7,132	2,362	639	339	289	15,628
26	54	56	33	13	11	1	134
1,911	3,801	3,673	2,548	690	269	413	2,278
259	89	9	5	0			103
24	41	9	1				13
1,627	3,671	3,655	2,543	690	269	413	2,162
4,865	10,967	13,262	6,988	2,523	718	973	17,830
3,444	8,239	9,060	4,077	1,093	359	410	15,533
3,418	8,177	8,972	4,019	1,061	351	400	15,333
26	62	88	58	32	8	10	199
1,421	2,727	4,202	2,911	1,430	359	563	2,297
322	152	39	7	0			109
40	89	30	2				28
1,059	2,486	4,134	2,902	1,430	359	563	2,160
2,768	6,847	12,615	9,405	4,359	1,184	1,179	17,405
1,792	5,019	9,002	5,919	1,942	529	524	15,099
1,776	4,967	8,904	5,828	1,894	511	509	14,853
15	52	99	91	48	18	14	246
977	1,828	3,612	3,485	2,418	655	655	2,306
224	259	89	9	5	0		115
49	113	72	9	1			43
704	1,455	3,452	3,467	2,412	655	655	2,147
1,610	4,201	9,261	11,274	5,980	2,208	1,488	16,905
964	2,836	6,668	7,296	3,225	855	606	14,594
953	2,802	6,583	7,182	3,152	819	587	14,311
11	34	85	114	73	36	20	283
646	1,365	2,593	3,978	2,754	1,353	882	2,311
127	322	152	39	7	0		122
53	111	121	30	2			58
466	932	2,321	3,910	2,745	1,352	882	2,130

(2) 分期別期首資源表

区 分		面						
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級		
第VI 分期	総 数		50,746	6,599	6,154	2,784	1,708	
	人工林	総 数	33,786	5,682	5,286	2,180	663	
		育成単層林	33,326	5,656	5,262	2,171	660	
		育成複層林	460	25	24	9	3	
	天然林	総 数	16,960	917	868	604	1,045	
		育成単層林	1,142	154	145	53	92	
		育成複層林	517		9	63	67	
		天然生林	15,301	763	714	488	886	
	第VII 分期	総 数		50,844	6,614	6,540	4,762	1,524
		人工林	総 数	33,812	5,697	5,623	4,049	670
育成単層林			33,317	5,672	5,598	4,027	666	
育成複層林			494	25	25	23	3	
天然林		総 数	17,033	917	917	713	854	
		育成単層林	1,219	154	154	121	29	
		育成複層林	620		13	44	118	
		天然生林	15,194	763	751	548	707	
第VIII 分期		総 数		50,941	6,614	6,598	5,786	2,188
		人工林	総 数	33,836	5,697	5,681	4,928	1,610
	育成単層林		33,306	5,672	5,656	4,900	1,596	
	育成複層林		530	25	25	28	15	
	天然林	総 数	17,106	917	917	858	577	
		育成単層林	1,295	154	154	145	53	
		育成複層林	720		14	51	119	
		天然生林	15,090	763	749	662	406	
	第IX 分期	総 数		51,036	6,607	6,614	6,130	3,666
		人工林	総 数	33,857	5,690	5,697	5,223	2,984
育成単層林			33,289	5,664	5,671	5,193	2,950	
育成複層林			568	25	25	30	34	
天然林		総 数	17,179	917	917	907	682	
		育成単層林	1,372	154	154	154	121	
		育成複層林	818		14	64	76	
		天然生林	14,988	763	749	689	485	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
1,086	2,402	5,741	10,547	7,909	3,763	2,053	16,350
504	1,463	3,992	7,123	4,612	1,476	804	14,035
497	1,445	3,930	7,006	4,506	1,422	771	13,720
8	19	63	117	105	54	33	315
582	939	1,749	3,424	3,297	2,287	1,249	2,315
111	224	259	89	9	5	0	131
54	107	137	72	9	1		73
417	607	1,352	3,263	3,279	2,281	1,249	2,111
1,127	1,390	3,579	7,659	9,405	5,035	3,210	15,830
381	769	2,265	5,194	5,642	2,431	1,089	13,510
376	756	2,227	5,098	5,516	2,351	1,031	13,166
4	13	39	97	127	80	58	344
746	621	1,314	2,465	3,762	2,603	2,121	2,321
115	127	322	152	39	7	0	140
66	98	129	121	30	2		88
565	395	863	2,192	3,694	2,595	2,121	2,092
1,499	955	2,087	4,794	8,763	6,622	5,034	15,392
503	397	1,182	3,121	5,523	3,509	1,685	13,064
498	388	1,161	3,051	5,395	3,394	1,595	12,690
5	9	21	70	128	114	90	373
996	559	905	1,673	3,241	3,114	3,349	2,328
92	111	224	259	89	9	5	151
111	85	121	137	72	9	1	103
793	363	560	1,276	3,080	3,096	3,343	2,074
1,317	1,012	1,216	3,081	6,385	7,909	7,100	15,036
501	298	617	1,817	4,045	4,356	2,630	12,698
496	293	603	1,774	3,939	4,218	2,487	12,296
5	5	14	42	106	137	143	403
815	715	599	1,265	2,340	3,553	4,469	2,337
29	115	127	322	152	39	7	162
181	95	107	129	121	30	2	117
605	505	365	814	2,068	3,485	4,460	2,058

(附) 用語の解説

6 用語の解説

地域森林計画の公告・縦覧に当たり、この中で使われている専門的用語についてなるべくわかりやすく解説したものである。

《 あ 》

育成単層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 樹冠）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 択伐，樹冠）

育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゆう）

林内に既に更新樹が生育している森林を，保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒ 更新，保育，間伐）

《 か 》

皆伐（かいばつ）

主伐の一種で，一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒ 主伐）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化，騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林で，快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで，稚樹の定着を促進するために，ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒ 天然更新，林床）

かごしま材（かごしまざい）

県内の森林から伐採された素材（原木）を県内の製材工場等において加工した製品。

刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで，ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため，成長を妨げるササ，草，つる，不用低木を刈り払う作業。

刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒ 下刈り）

間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒ 除伐，主伐）

木取り

製材において、丸太の形（直径，曲がり，偏心度）や欠点の有無（節，腐れ，割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し，適切な鋸断順序で製材すること。

形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/Dm)をいい，樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

原木（げんぼく）

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒ 水源涵養機能維持増進森林，山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林，
快適環境形成機能維持増進森林，保健機能維持増進森林）

更新（こうしん）

森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒ 風衝地，更新）

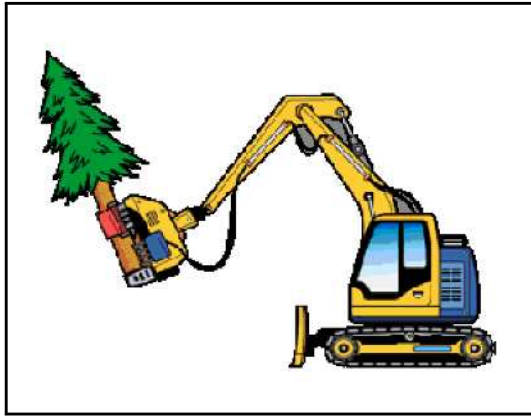
高性能林業機械（こうせいのりんぎょうきかい）

プロセッサ，ハーベスタ及びスイングヤーダ等，林業用の多工程処理機械の総称。
（資料：林野庁）

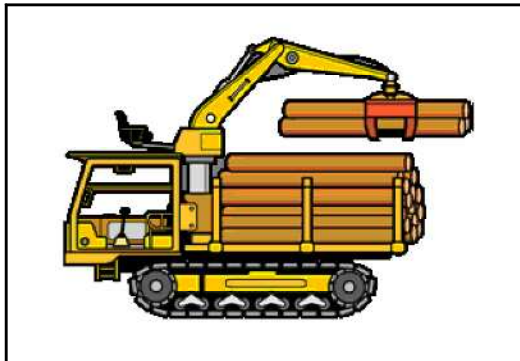


プロセッサ（枝払い・玉切り）

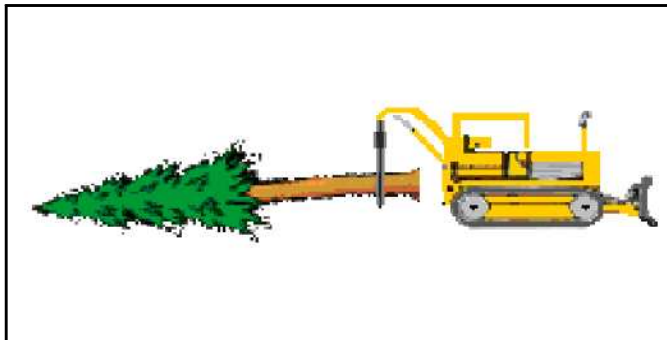
林道や土場などで，全木集材されてきた材の枝払い，測尺，玉切りを連続して行う自走式機械。



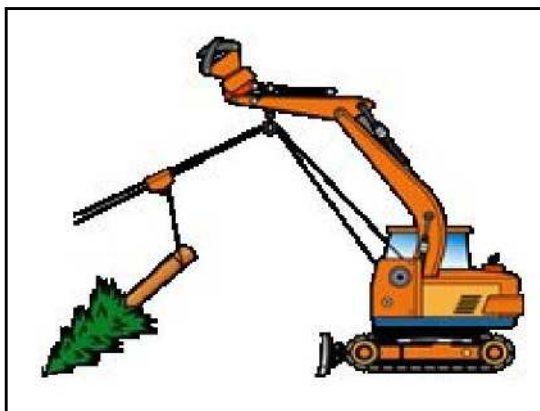
ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り・集積）
従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、
枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の
集積作業を一貫して行う自走式機械。



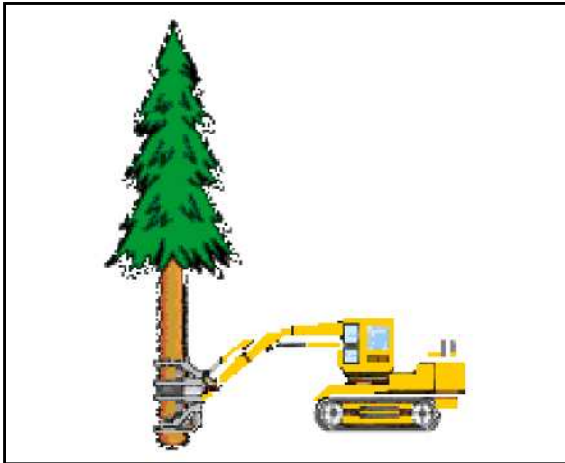
フォワーダ（集材）
玉切りした短幹材をグラップルクレーンで
荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。



スキッダ（集材）
丸太の一端を吊り上げて土場まで地
引集材する集材専用の自走式機械



スイングヤーダ（集材）
主索を用いない簡易索張方式に対応し、
かつ作業中に旋回可能なブームを装備する
集材機。建設用ベースマシンに集材用ウイ
ンチを搭載し、アームをタワーとして使用
する。



フエラーバンチャ（伐倒・集積）
立木を伐採（フエリング）し，切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。

5 条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で，自然的・経済的・社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して，森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒ 地域森林計画）

《 さ 》

最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では，成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で，林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており，この関係を表したものが最多密度曲線である。（⇒ 間伐）

山地災害防止機能・土壌保全機能

（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒ 天然更新）

自走式搬器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり，人工林の間伐あるいは天然林の択伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒ 間伐，択伐）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間、毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。（⇒保安林、森林施業、択伐、皆伐）

指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、地域の模範となる森林・林業経営を行っている者をさし、知事が認定する。
現在本県には52名いる。（令和2年3月31日現在）

指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れている者をさし、知事が認定する。
現在本県には95名いる。（令和2年3月31日現在）

集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね20㎡の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10分の5以下を疎、10分の6から10分の8を中、10分の9以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に，下層木が成長できるように，陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し，収穫すること。間伐と異なり，伐採後，次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐，更新）

除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に，下刈りを終了してから，植栽木の枝葉が残り，互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽，種子の播き付け，挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

森林GIS（しんりんじいあいえず）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢，樹種，蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し，これらの情報について，検索や分析を行うとともに，様々な地図，帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採，造林，保育などの諸行為を適正に組み合わせ，目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が，単独又は共同で，自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林の機能（しんりんのきのう）

森林が有している様々な”はたらき”のことで，木材生産等機能の経済的機能と，水源涵養機能，山地災害防止機能・土壌保全機能，快適環境形成機能，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能，公益的機能別施業森林）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である，森林の有する多面的機能の発揮，林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて，森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で，森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに，関連施策を示している。

森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化，林業を取り巻く情勢の変化等に伴い，木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し，国民的合意の下に政策を進めていくため，「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ，その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で，森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり，主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し，森林整備実施計画を定め，民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（協定地：H30.3肝付町岸良地域，H30.10肝付町北方地域，H28.3屋久島地域，H31.3鹿児島地域・南薩地域，R2.1出水地域，H28.3始良西部地域，H27.2日置市，H27.8鹿屋市）

森林経営プランナー（しんりんけいえいぷらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し，小規模森林所有者の森林をとりまとめ，施業の実施に関する合意形成を図る人材。現在本県には274名いる。（令和2年3月31日現在）

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し，湧水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により，水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で，水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保持（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

制限林（せいげんりん）

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。（⇒保安林，保安施設地区）

青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域林業の担い手として，意欲を持って林業に取り組んでいる者で，一定の期間の研修を受けた後，知事が認定する。

現在本県には115名いる。（令和2年3月31日現在）

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全，生態系保全など根源的な諸機能

素材（そざい）

丸太及び杣角（そまかく）の総称であり，原木ともいう。

杣角：立木の伐採後，現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

《 た 》

択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒主伐）

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し，比較的柔らかで丸味があり，押すとすぐつぶれ，パンくず状を呈する。有機物が多く，通気，透水性に優れており，この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は，森林法第5条の規定に基づき，知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で，民有林の森林整備の目標，伐採・造林等の計画量を定めるとともに，市町村森林整備計画策定の指針，基準等を示すものである。

長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒林齢）

地球環境保全機能（ちきゅうかんきょうほぜんきのう）

二酸化炭素の固定などの森林の働きが保たれることによって発揮される機能。ただし，属地性をもたない。

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合，または林種を転換して収獲量を上げるために，その土壌に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ，マツ林などで行われている。）（⇒更新）

天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下，発芽して成長する場合（天然下種更新）と，木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林（てんねんせいりん）

主として、天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林，森林施業）

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類，山菜，竹（タケノコ），椿実等がある。

《な》

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

《は》

伐期（ばっき）

木材の伐採・収穫の時期。

伐採種（ばっさいしゅ）

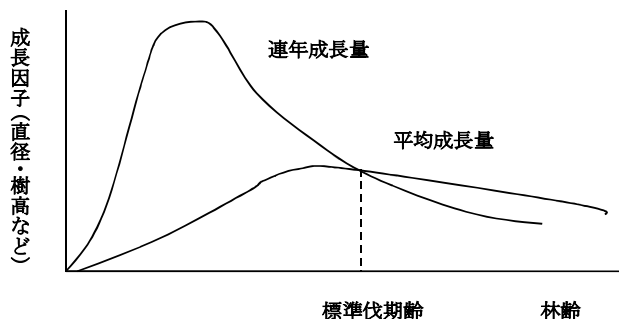
主伐における伐採方法をいい，一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。

（⇒主伐，皆伐，択伐）

標準伐期齢（ひょうじゅんばっきれい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし，森林の有する公益的機能，既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒平均成長量，主伐，林齢）

図1 成長曲線模式図



風衝地（ふうしょうち）

常時，風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、樹齢、樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒ 樹冠）

普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林、保安施設地区など、法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒ 制限林、保安林、保安施設地区）

文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場、自然とのふれあいなど学習・教育、また、芸術、伝統文化、地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応、部材加工コストの低減化、住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒ 林齢）

保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野その他の土地を指定した地区。

（⇒ 保安林）

保安林（ほあんりん）

水資源の涵養、土砂の流出、魚つき、保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。（⇒ 下刈り、除伐）

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て、後継樹とする。クヌギ、コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており、しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息、リフレッシュ、散策、森林浴などの保養、また、行楽、スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供し、また、史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、原生的な森林生態系、貴重な生物種が生育・生息している森林で、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能）

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において、伐採後の林地保全、幼齢造林地を強風等から保護するため、伐採を行わず残しておく帯状の森林。

《 ま 》

無立木地（むりゅうぼくち）

通常、樹木が生立していない林地をいうが、国有林野経営規程では、林種を立木地と無立木地に分け、無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し、樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し、民有林では同じく30%以下としている。

（⇒樹冠）

芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる作業。（⇒萌芽更新）

木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

《 や 》

要整備森林（ようせいびしんりん）

特定保安林の機能の確保を図るため、造林、保育、伐採その他の施業を早急を実施する必要があると認められる森林。（⇒特定保安林、保育）

《 ら 》

流域森林・林業活性化センター

（りゅういきしんりん・りんぎょうかつせいかせんたー）

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、森林、林業、木材産業の関係者等からなる。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇒樹冠）

林業労働力確保支援センター

(りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。(⇒高性能林業機械)

林床(りんしょう)

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

林小班(りんしょうはん)

①林班、②準林班、③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相(りんそう)

森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。(⇒林齢)

林道改築(りんどうかいちく)

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良(りんどうかいりょう)

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度(りんどうみつど)

単位森林面積当たりの林道延長のことで、m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したものの。

林業専用道(りんぎょうせんようどう)

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車(10トン積程度のトラック)や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。(⇒森林作業道)

林内相対照度(りんないそうたいしょうど)

林外の光をさえぎるものがない場所の照度(太陽光量；ルクス)に対する、林内の照度の比を%であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のことで、m/haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度（りんないろもうみつど）

単位森林面積当たりの路網密度のことで、m/haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

列状間伐（れつじょうかんばつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

連年成長量（れんねんせいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。